

## 障害者就労支援窓口

WEL JOB NAGOYA

# ウェルジョブなごや

について

【お知らせ】令和6年4月1日より第2期委託契約期間が開始します。

これに伴い、内容が変更する可能性があります。変更になりましたら、速やかに「ウェルネットなごや」などで周知いたします。

名古屋市中では、障害者雇用の推進及び工賃・賃金の向上という2つの課題に対応するため、企業及び障害福祉サービス事業所への相談支援を一体的に実施する障害者就労支援窓口「ウェルジョブなごや」を運営しています。

**相談は無料です。ぜひお気軽にご相談ください！**

### ○障害福祉サービス事業所向けの支援内容

工賃向上  
やりがい



働く障害者の工賃・賃金の向上を目指し、施設からの相談に応じて支援を行います。専門のアドバイザーが施設の状況をヒアリングし、経営改善に向けた助言・提案を行います。

販路拡大  
とどける



現状分析からはじめ、工賃・賃金向上に向けて改善点を見つけ、障害者施設に不足しがちな「マーケティング戦略」面をサポートします。また、インターネットを活用した商品の紹介方法もご提案します。

作業効率  
こうりつ



生産性向上につながるよう、ムダなプロセスの洗い出しや治具の製作支援により、作業の効率化を図ります。

※治具とは… 障害者の作業をスムーズにするために工夫された道具

品質向上  
たかめる



施設の商品自体の価値に目を向けて、市場で売れる商品へと品質を高めるために、プロダクトデザイナーなどの専門家や企業実務者をご紹介しサポートします。パッケージデザインの見直しなどもご提案します。

### ○所在地・連絡先等

受付 9:00～17:00 (月～金)

所在地 中村区名駅南1丁目20-12  
ヨンゴビル4F

WEB <https://www.weljob-nagoya.jp>

MAIL [info@weljob-nagoya.jp](mailto:info@weljob-nagoya.jp)

TEL 052-433-2328

FAX 052-433-2538



※当事業は、名古屋市から委託を受けた法人により運営されています。

## ○施設情報の登録

ウェルジョブなごやのホームページ上で、事業所の商品やサービスの紹介を行っています。PRツールとしてぜひご活用ください。

### (1) 掲載イメージ

### (2) 申込方法

ウェルジョブなごやのホームページ（福祉施設の皆様へ＞支援内容）から「ウェルジョブ HP 施設掲載原稿」をダウンロードし、メールでご提出ください。（メールが使えない場合はFAXでも可）

**ウェルジョブなごやホームページ「施設紹介」への掲載を希望される方**

ウェルジョブなごやホームページ「施設紹介」への掲載を希望される方は、確認事項をお読みいただき、掲載希望届をメール（メールが使えない場合はFAXでも可）でご提出ください。なお、写真はメールでの送付をお願いいたします。

[施設掲載に関するよくある質問へ](#)

下記より、ダウンロードしてください。

- ウェルジョブHP原稿作成マニュアル.pdf(PDF形式 501KB)
- ウェルジョブHP施設掲載原稿-基本-PR.xlsx(Excel形式 14KB)
- ウェルジョブHP施設掲載原稿-商品-業務.xlsx(Excel形式 14KB)

← ホームページからダウンロード

<送信先> info@weljob-nagoya.jp

# 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進にかかると登録施設募集

障害者就労施設等への需要の増進を図り、施設で就労する障害者の工賃・賃金の向上を促進するため、名古屋市では障害者就労施設等からの物品等の優先調達に努めています。

名古屋市の優先調達実績（令和4年度）  
1,066件 516,680,225円

## 3号随意契約ができる、障害者就労施設等にご登録ください！

登録していただくと・・・

- ☞市公式ホームページで、障害者就労施設等の名称と取扱品目（物品・役務）が広く周知されることで、製品の販売等の促進を図ることができます
- ☞庁内へも周知を行うため、各局が行う調達において発注の機会が増すほか、3号随意契約による発注の機会が生まれます

詳細は「問合せ」へ

手続きは、簡単！名古屋市のホームページ トップページで

障害者就労施設等の登録

サイト内検索

登録確認書をダウンロード、必要事項を記入し、施設のパンフレットなどを添付して送付するだけでOKです。

問合せ：名古屋市健康福祉局障害者支援課就労支援担当（052）972-2584

# キャラバン企業説明会のご案内

## ★キャラバン企業説明会とは

一般就労を目指す障害者の方の契機となるよう、令和3年7月より原則毎月開催しているものです。障害者求人企業の人事担当者を招き、具体的な業務内容や配属事業所の特徴等を直接ご説明頂きます。2社限定で、求職者間のディスカッションの後人事担当者との質疑応答を行う9:30~12:00のAタイプと、1社30分×4社の説明が聞ける13:00~16:00のBタイプがあります。名古屋市独自の取り組みです。

## ★参加対象者

一般就労を目指す、『就労移行支援事業所』、『就労継続支援A型及びB型事業所』、『自立訓練事業所』、その他の関係機関の利用者(障害種別の限定はしていませんが、求人企業の内容をご確認頂いた上での応募をお願いしています)。またBタイプは、途中入退場が出来ませんのでご注意ください。

## ★参加企業・開催場所

Aタイプ：1回あたり2社、参加者20名まで(1事業所最大4名まで) 主に事務系フルタイムの企業  
Bタイプ：1回あたり4社程度、参加者概ね45名程度(支援者含む) 多職種で勤務形態も多種の企業  
開催場所は、各区の生涯学習センター視聴覚室。開催2週間前にはウエルネットなごやに掲載します。

### ◎参加企業の声

A・Bタイプ共参加しています。他府県ではこんなの類が無い。  
Aタイプに参加して、良い人が採用できたので、次も参加します。  
A・Bタイプに参加、求職者さんとの距離が近く感じる。

### ◎参加者の声

Aタイプに参加、しっかり自分がアピールできたと感じた。  
Bタイプに参加、1回で4社の説明を聞く事ができ、質問もできた。

## 参加申し込み

ウエルネットなごや掲載の申込書を支援機関より以下の申込先に電子メールで送信

申込先：名古屋市障害者支援課職業能力開発プロモーターあて  
Mail：a2560-02@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

# 令和5年度 名古屋市福祉人材育成支援助成事業

従業員のキャリアアップに資するもの（事業所の指定を受けているサービスに関係するものに限る。）で、事業所が負担した試験受験料や研修受講料の4分の3を、事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで助成します。

## 1 対象となる試験及び研修(対象経費)

**以下の試験受験料や研修受講料が対象**です。対象となる従業者は、入所者（利用者）に対して、直接的な介護に従事している方です。

社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験、管理栄養士国家試験、介護支援専門員実務研修受講試験、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、介護職員初任者研修、実務者研修、ユニットリーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、精神科訪問看護基本療養費算定要件研修、生活援助従事者研修、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、同行援護従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、名古屋市移動支援事業従業者養成研修、喀痰吸引等研修 ※（第1号・第2号・第3号）、相談支援従事者初任者研修。

○受講時に必須となるテキスト代は対象となりますが、受験対策講座費や参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費については対象外です。

※ **障害福祉サービス事業所については本市の対象となります。**なお、介護サービス事業所については、愛知県の研修受講支援事業費補助金（愛知県高齢福祉課 052-954-6814）の対象です。

## 2 助成金額（助成限度額）

事業所が負担した対象経費に4分の3を掛けた金額（事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで）を助成します。



サービス種別	助成限度額
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、介護予防支援 障害福祉サービスの居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護を含む。）、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援。	100,000 円
地域密着型サービス（各種）、特定施設入居者生活介護	150,000 円
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院	200,000 円

※それぞれのサービス種別において、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含みます。

### 3 注意事項

- 事業開始日（試験の場合は試験日。研修の場合は研修初日。自宅学習から始まる研修の場合は教材到着予定日。）の10日前までに申請書類一式を提出してください。（申請を受理し交付を決定するまで、事務手続きに10日程度必要であり、交付決定後に行った事業が助成の対象です。）
- 令和6年3月31日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請いただけます。
- 申請書は、事業所ごとに作成してください。
- 助成限度額に達するまでは、何度でも申請できます。
- 対象経費は、受験料及び受講料(税込)、受講時に必須となるテキスト代(税込)です。
  - ・受験対策講座費、参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費などについては、助成対象外です。
  - ・割引やキャッシュバックがある場合は、それらを差し引いた金額が対象経費となります。
- ★申請書類のダウンロード、記入例については、  
NAGOYAかいごネット  
(<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>) を  
ご覧ください。



### 4 申請書提出先・問い合わせ先

サービス種別	申請書提出先 問い合わせ先
訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・居宅介護支援・介護予防支援・地域密着型サービス(各種)・特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院 ※介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む。	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番1号 健康福祉局介護保険課 電話：972-2537
居宅介護(重度訪問介護・同行援護・行動援護を含む。)計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 ※障害福祉サービス単独で指定を受けている事業所のみ	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番1号 健康福祉局障害者支援課 電話：972-2558

オンライン申請の受付を開始しました。

以下のURLから申請を受け付けております。

当初申請

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/fukushijinzei-tousho>

変更申請

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/fukushijinzei-henkou>

中止申請

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/fukushijinzei-chuushi>

完了報告・請求

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/fukushijinzei-kanryo-seikyu>

# 将大学金返済支援事業

## 対象者（主な要件）

- ・名古屋市内の事業所等（詳細は裏面参照）に常勤の介護職員として雇用されている
- ・申請日及び申請年度の末日に市内事業所等に在籍している
- ・自ら奨学金を返済している

## 助成額（上限）

年額15万

上の要件を満たす

年額22.5万

かつ継続3年以上在籍する実務者研修修了者

年額30万

かつ継続4年以上在籍する介護福祉士有資格者

キャリアアップに伴い、助成額が上がります。

## 助成期間（上限）

5年間（助成開始より連続する60か月）

## 対象となる奨学金

裏面のとおり

ミライを、つかもう。



事業の詳細については、NAGOYA かいごネット(<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>)にアクセスし「奨学金」でサイト内検索するか、右の二次元バーコードを読み取ってください。



## 対象となる事業所等

※名古屋市内の事業所等に限りです

### 【高齢者施設】

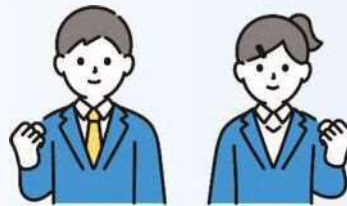
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、通所介護、ミニデイ型通所サービス、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護

### 【障害者(児)施設】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害者支援施設、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助、精神障害者地域活動支援、デイサービス型地域活動支援、作業所型地域活動支援、福祉ホーム、日中一時支援、児童発達支援(児童発達支援センターは除く)、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

## 対象となる奨学金

- ・日本学生支援機構奨学金(第一種及び第二種)
- ・交通遺児育英会奨学金
- ・あしなが育英会奨学金
- ・生活福祉資金貸付制度における教育支援資金(教育支援費及び就学支度金)
- ・母子父子福祉資金(修学資金及び就学支度資金)
- ・地方公共団体の実施する奨学・育英資金



### 参考：モデルケース(新卒職員を想定)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	助成額(上限)
就職1年目	就職			奨学金返済開始			補助1年目						7.5万円 (6ヶ月分)
就職2年目	補助1年目						補助2年目						15万円
就職3年目	補助2年目						補助3年目						15万円
就職4年目	補助3年目						補助4年目						22.5万円
就職5年目	補助4年目						補助5年目						30万円
就職6年目	補助5年目												15万円 (6ヶ月分)



# 職員研修・セミナーのご案内

本市では、障害福祉サービス事業所等に所属する職員に対し、対人援助及び円滑な組織運営のための知識や専門的技術等を習得することにより職員の能力の向上を促すため、以下の研修・セミナーを実施しています。

研修の受託法人または名古屋市より各事業所へ開催案内を配布しますので、ぜひご活用ください。

## 高齢・障害福祉職員研修

研修内容	障害福祉関係業務に従事するにあたり、必要な知識・技術を習得するための研修
対象者	全事業所職員
案内時期	未定（令和5年度は5月・7月・10月）
実施時期	未定（令和5年度は7月～2月 研修内容については令和5年度実施計画を参照）

## ホームヘルパー現任研修

研修内容	テーマ：障害の基礎、障害児・重心障害、精神障害の3テーマ 講習：障害者に関する行政施策、障害者に関する基礎知識、グループワーク等 実習：身体・知的・精神障害者関係施設での実習 受講料：10,000円（テキスト代等実費負担含む） （令和5年度は新型コロナ感染拡大防止のため、実習なし、受講料7,000円）
対象者	介護職員初任者研修等の修了者、ホームヘルパー1・2級の資格所持者等
案内時期	未定（令和5年度は7月・8月・9月）
実施時期	未定（令和5年度は8月・10月・11月）

## 名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会（名障連）との共催による研修

研修内容	施設職員として必要な知識・技術を習得するための研修
対象者	名障連加入施設職員（公開研修あり）
案内時期	名障連加入施設にのみ通知 ※公開研修についてはウェルネットなごやにて案内
実施時期	未定（令和5年度は6月～3月）

## 介護保険・障害福祉サービス事業所経営セミナー

内容	これからの介護・障害福祉人材の確保、育成のあり方と事業協同組合の活用方法
対象者	名古屋市内の事業所等を運営する法人の代表者
案内時期	未定（令和5年度は7月、12月）
実施時期	未定（令和5年度は10月、2月に計2回同一内容で実施）

(参考)令和5年度 名古屋市高齢・障害福祉職員研修事業 年間実施計画

研修体系区分	研修名	日時・場所	定員	対象	研修のねらい	講師	
高 齢 ・ 障 害 福 祉 職 員 向 け 共 通 研 修	新規採用者職員研修	新任職員基礎研修(高齢)	令和5年 7月19日(水) 10:00~16:00 名古屋市総合社会福祉会館	100	高齢関係事業所採用後1年未満	福祉従事者として必須である人権について学ぶとともに、受講者同士の悩みの共有をおこなったり、新任職員の役割を理解し将来像を描くことで、職員として成長するための取り組み姿勢を学ぶ。また、先輩職員や受講者同士が日々の業務を行う上でのアドバイスや悩みを共有する機会とする。	名古屋人権擁護委員協議会 人権擁護委員 渡邊 紀久子 氏 社会福祉法人なごや福祉施設協会 職員の皆様
		新任職員基礎研修(障害)	令和5年 8月4日(金) 10:00~16:00 名古屋市総合社会福祉会館	100	障害関係事業所採用後1年未満		名古屋人権擁護委員協議会 人権擁護委員 岩田 電司 氏 社会福祉法人名古屋ライトハウス 明和寮 主任 逆瀬川浩二 氏 戸田川グリーンヴィレッジ 生活支援員佐藤佳祐 氏
		対人援助技術研修	【1回目】令和5年 7月27日(木) 10:00~16:00 名古屋国際会議場 【2回目】令和5年12月20日(水) 10:00~16:00 名古屋国際会議場	各回 100	採用後3年未満	対人援助職として経験の浅い方々を対象とし、よりよい対人援助を実践するための基本的な知識・技術・態度を学ぶ。特に、支援が必要な人の人となりを理解し寄り添う「伴走型支援」のあり方を中心に、アセスメントや多職種連携の基本的な考え方を身につけていただくことをねらいとする。	社会福祉法人 半田市社会福祉協議会 事務局長 コミュニティソーシャルワーカー 前山憲一 氏
		社会人としてのマナー研修	令和5年 7月14日(金) 10:00~16:40 オンライン研修	100	採用後1年未満	社会人として備えておくべき接遇・マナーの基礎知識、身だしなみや言葉遣い、コミュニケーションスキルやクレーム対応等を総合的に学び、利用者との良好な関係の構築を図るとともに、利用者満足度の向上を目指す。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。	日本接遇教育協会 阿部ふみ 氏
		福祉専門職としての接遇研修	令和5年 7月4日(火) 10:00~16:00 名古屋市医師会館	100	採用後1年未満	施設や事業所で障害をお持ちの方又は高齢等の利用者の方との接し方といった、福祉の現場に特化した接遇方法を演習を交えながら学び、利用者満足の向上を目指す。	よりそっと 代表 山本王子 氏
		介護記録研修	【1回目】令和5年 8月30日(水) 【2回目】令和5年10月11日(水) 10:00~16:00(両日とも) オンライン研修(両日とも)	各回 100	採用後3年未満	介護記録の意義や目的、重要性とサービス提供との関係性、活用方法について学び、演習では例題をもとに実際に介護記録を書き、介護職員として留意すべき記録の書き方、他者が読みやすい記録の書き方を学ぶことで、正確でわかりやすい情報の記録・共有ができるよう目指す。	名古屋柳城短期大学 准教授 介護福祉士 大崎千秋 氏
	中堅職員研修	スーパービジョン研修	【1回目】令和5年 9月13日(水) 名古屋市総合社会福祉会館 【2回目】令和6年 1月24日(水) オンライン研修 10:00~16:30(両日とも)	各回 80	概ね経験年数3~5年の職員	中堅職員が指導法のひとつであるスーパービジョンの理論、指導者であるスーパーバイザーと指導される者であるスーパーバイジーそれぞれの役割、実践法について学ぶことで、職場全体の対人援助職としての専門性を向上させ、利用者の処遇向上を目指す。	ソーシャルワーカーサポートセンター 名古屋(SSN) 代表 浅野正嗣 氏
		タイムマネジメント研修	令和5年11月9日(木) 10:00~16:00 オンライン研修	80	概ね経験年数3~5年の職員	効率的な時間の使い方を学ぶことで、利用者へのサービスの質を維持したまま、職員の負担の軽減や労働生産性の向上を目指す。	株式会社日本マネジメント協会 福島清誠 氏
		ファシリテーション研修	令和5年 9月25日(月) 10:00~16:40 名古屋市総合社会福祉会館	80	概ね経験年数3~5年の職員	ファシリテーターとしての役割やスキルを学ぶことで、会議の活性化かつ効率的な進行が実現できるよう目指す。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。	株式会社日本マネジメント協会 田中 宏幸 氏
		人権・倫理研修(中堅職員向け)	令和5年11月22日(水) 10:00~16:00 オンライン研修	80	概ね経験年数3~5年の職員	福祉従事者として身に付けておくべき人権や職業倫理について学び、職場での教育に取り入れてもらうとともに、他所属・他職種の受講者同士で日々の業務を行う上でのアドバイスや悩みを共有する機会とする。	株式会社イコール 代表取締役 小林知久 氏
	管理者研修	人材定着研修	令和5年12月15日(金) 10:00~16:40 オンライン研修	80	管理者・人事労務事務担当者	新型コロナ禍及び働き方改革の中での安心・安全で多様な柔軟な働き方の実現、そのための職場の環境や制度の整備、管理者の労務知識の向上から従業員の定着率向上を目指す。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。	平松朗務事務所 社会保険労務士 平松和子 氏
		労務管理研修	令和5年11月28日(火) 10:00~16:00 オンライン研修	80	管理者・人事労務事務担当者	組織のコンプライアンスについて考え、事例を交えて適切な労務管理の方法を学ぶことで、働きやすい職場環境の整備につなげる。	一般社団法人北北労働基準協会 企業内コンプライアンス教育推進室長 特定社会保険労務士 加藤豊 氏
		メンタルヘルス研修	令和6年 1月26日(金) 10:00~16:00 オンライン研修	80	管理者・人事労務事務担当者	メンタルヘルスに関する知識を習得し、ストレスチェック制度の効果的な活用法や、新型コロナ禍での自身や部下へのメンタルヘルスケア・対策について考え、職員の能力を十分に発揮させられるよう目指す。	オフィス・イデア 特定社会保険労務士 上柳聡美 氏
		人材育成研修	令和5年 8月21日(月) 10:00~16:40 オンライン研修	80	管理者・人事労務事務担当者	人材育成の基礎知識や職場内のチームリーダーの育成について学び、事業所内でのメンバーシップ、チームアプローチの向上を目指す。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。	高崎健康福祉大学 健康福祉学部 社会福祉学科 教授 水田 理香 氏
		人権・倫理研修(管理者向け)	令和5年10月26日(木) 10:00~16:00 オンライン研修	80	管理者・人事労務事務担当者	管理者として身に付けておくべき人権や職業倫理について学び、利用者の処遇の向上を目指すとともに、他事業所等の受講者同士で日々の業務を行う上でのアドバイスや悩みを共有する機会とする。	株式会社イコール 代表取締役 小林知久 氏
	社会福祉法人会計事務員研修	会計基礎研修Ⅰ	【Aコース】令和5年 7月5日(水) 【Bコース】令和5年 7月8日(土) 10:00~16:00(両日とも) オンライン研修(両日とも)	各100	【Aコース】 会計事務担当者 【Bコース】 経営者・管理者	・Aコースは、簿記会計の役割とその基本的知識・重要性、貸借対照表・資金収支計算書・事業活動計算書の関係、作り方の基礎を学ぶ。 ・Bコースは、決算書の見方を具体例から学ぶとともに、自法人の決算書からポイントとなる指標を把握し、評価する。消費税のインボイス制度についての理解を深め、適切な対応を考える。電子帳簿保存法の内容を知る。	Aコース:税理士法人 田中・吉野会計 税理士 吉野仁 氏 Bコース:税理士法人 田中・吉野会計 税理士 吉野綾子 氏
		会計基礎研修Ⅱ	【Aコース】令和5年10月3日(火) 【Bコース】令和5年 9月30日(土) 10:00~16:00(両日とも) オンライン研修(両日とも)	各100	【Aコース】 会計事務担当者 【Bコース】 経営者・管理者	・Aコースは、社会福祉法人特有の会計処理、月次処理等の基礎を学ぶとともに財務諸表の見方・経営改善のポイントを把握する。 ・Bコースは、業務を客観的に分析・再評価し、生産性向上についてのイメージ作りを行う。経営戦略に基づく事業運営を行うための基礎を学ぶ。	
		予算・決算対策研修	【Aコース】令和5年12月8日(金) 【Bコース】令和5年12月9日(土) 10:00~16:00(両日とも) オンライン研修(両日とも)	各100	【Aコース】 会計事務担当者 【Bコース】 経営者・管理者	・Aコースは、社会福祉法人会計基準に則った決算処理や予算作成のポイント及び作成の実務について学ぶ。 ・Bコースは、社会福祉法人の予算・決算と事業計画について学ぶ。法人が合併する場合の手続きの流れを理解する。	

研修体系区分	研修名	日時・場所	定員	対象	研修のねらい	講師
高 齢 ・ 障 害 福 祉 職 員 向 け 共 通 研 修	介護技術研修 (体位変換・移乗)	令和5年12月14日(木) 10:00～16:00 日本福祉大学中央福祉専門学校	40	高齢・障害福祉 関係業務従事者	ボディメカニクス等の基礎知識と実技演習により職員の介護技術を向上させ、腰痛予防と利用者の身体に負担の少ない体位変換・移乗の実現を目指す。	日本福祉大学中央福祉専門学校 介護福祉士科学科長 板部美紀子氏 介護福祉士科専任教員 高木直美氏
	介護技術研修 (入浴介助)	令和5年8月25日(金) 10:00～16:00 日本福祉大学中央福祉専門学校	40	高齢・障害福祉 関係業務従事者	入浴介助の目的や器具等の使い方を学び、実際に入浴体験して利用者の気持ちを感じることで、利用者への安心・安全なサービスの提供の実現を目指す。	日本福祉大学中央福祉専門学校 介護福祉士科専任教員 高木直美氏 介護福祉士科学科長 板部美紀子氏
	精神障害研修	【1回目】令和5年7月24日(月) 【2回目】令和5年12月5日(火) 名古屋市医師会館(両日とも) 10:00～16:00(両日とも)	各100	高齢・障害福祉 関係業務従事者	障害特性や原因、関わり方について学ぶとともに、当事者やご家族を招いて、本人たちの取り巻く環境や症状、ニーズを直接感じてもらう。	社会福祉法人親愛の里 中村区障害者基幹相談支援センター センター長 関戸久美子氏 名古屋市精神障害者家族会連合会 ご家族の皆様 特定非営利活動法人「名古屋サートーン」 代表理事 河合俊光氏 および当事者の皆様
	医療基礎知識研修 (高齢)	令和5年8月24日(木) 10:00～16:00 オンライン研修	60	高齢関係事業所 職員	高齢者福祉施設において、利用者・医療機関との関わりの中で必要となる、医療基礎知識や連携を円滑にする方法を学ぶ。	一般財団法人 名古屋市療養サービス事業団 名古屋市中・東訪問看護ステーション 所長 中村美喜氏
	医療基礎知識研修 (障害)	令和6年1月18日(木) 10:00～16:00 オンライン研修	60	障害関係事業所 職員	障害福祉施設において、利用者・医療機関との関わりの中で必要となる、医療基礎知識や連携を円滑にする方法を学ぶ。	一般財団法人 名古屋市療養サービス事業団 名古屋市中・東訪問看護ステーション 所長 中村美喜氏
	薬学基礎知識研修	令和5年10月30日(月) 10:00～16:40 オンライン研修	100	高齢・障害福祉 事業所職員	薬の服薬管理に関する基礎知識及び副作用や相互作用、注意点について学ぶことで、利用者の安全の向上を目指す。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施しますので、終了時間が異なります。	名古屋市薬剤師会 近藤満里子氏
	防災研修	令和6年1月31日(水) 10:00～16:40 名古屋市総合社会福祉会館	80	経営者・管理者等	自然災害の多発や、新型コロナウイルス感染という新たな脅威がある中、今までの防災対策に加え、Withコロナの時代での防災について考え、適切な防災体制づくりを目指す。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。	NPO法人 愛知県防災士会 理事 小塚達也氏
	権利擁護研修	【1回目】令和5年8月18日(金) 【2回目】令和6年2月19日(月) 10:00～16:30(両日とも) オンライン研修(両日とも)	各100	高齢・障害福祉 事業所職員	判断能力が低下した方の権利を守るための成年後見制度や障害者差別・虐待についての基礎知識や関係機関とその役割などを学び、権利擁護の理解の向上を目指す。	名古屋市社会福祉協議会 権利擁護推進部 職員
	アンガーマネジメント研修	令和5年9月11日(月) 10:00～16:00 名古屋市総合社会福祉会館	100	高齢・障害福祉 事業所職員	怒りや悲しみ等の感情をコントロールし、状況を客観的に見るための方法を学ぶことで、衝動的に感情が高まって自身で沈黙化し適切に対処できる力の向上を目指す。	日本マネジメント協会 香山 由紀氏
	地域共生社会研修	令和5年11月13日(月) 10:00～16:00 オンライン研修	100	高齢・障害福祉 事業所職員	地域共生社会についての基礎知識及び実現に向けての高齢・障害・障害児の施設や事業所での関わり方や取り組み方、事例等について学ぶ。	日本福祉大学中央福祉専門学校 校長 長岩 嘉文氏
	排泄ケア研修	令和5年10月17日(火) 10:00～16:00 名古屋市医師会館	100	高齢・障害福祉 事業所職員	排泄ケアの意義やおむつの果たす役割と上手な使い方を学ぶとともに、実技演習を通して排泄介助の負担軽減等、スキルの向上を目指す。	よりそっと 代表 山本正子氏
	ターミナルケア研修	令和5年11月27日(月) 10:00～16:40 名古屋市総合社会福祉会館	100	高齢・障害福祉 事業所職員	ターミナル期の利用者に対して、本人や家族が望む最後を迎えるために、プロとしてどのような支援ができるのか、また心構えや家族・職員のケアについて学ぶ。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。	元気がでる介護研究所 代表 高口光子氏
	普通救命研修	【1回目】令和5年8月3日(木) 【2回目】令和5年8月3日(木) 【3回目】令和5年9月19日(火) 【4回目】令和5年9月19日(火) 【5回目】令和5年12月4日(月) 【6回目】令和5年12月4日(月) 各回の時間は右記の通り 名古屋市医師会館(全日)	各30	高齢・障害福祉 事業所職員	心肺蘇生法や止血法といった応急手当の知識・技術やAEDの使用法について学び、緊急時に対応できる人材を育成する。(6回とも同一内容)	応急手当研修センター 指導員
	ICT活用による 業務効率化研修	【1回目】令和5年7月12日(水) 【2回目】令和6年1月25日(木) 10:00～16:00(両日とも) オンライン研修(両日とも)	各100	高齢・障害福祉 事業所職員	福祉の職場でのICTを活用した業務効率化方法や事例等を学び、業務負担の軽減とともに働き方改革の実現を目指す。	株式会社イコール 代表取締役 小林知久氏
	感染症対策研修	【1回目】令和5年7月25日(火) 【2回目】令和5年10月6日(金) 10:00～16:00(両日とも) オンライン研修(両日とも)	各100	高齢・障害福祉 事業所職員	感染対策の基本となる手指衛生、環境衛生、ワクチンなどについて現状を振り返り、学びなおす。新型コロナウイルスの感染伝播の状況を捉え、高齢・障害福祉事業所における基本的な感染対策を学習する。インフルエンザ、ノロウイルスなどの健康被害を及ぼす感染症に対して、適切な感染予防と発症時の迅速な対処について学習する。	浜松医科大学 医学部看護学科 教授 坂本浩氏
	SDGs研修	令和6年2月9日(金) 10:00～16:40 オンライン研修	100	高齢・障害福祉 事業所職員	SDGsについての基礎知識や、事例とともに施設や事業所でのような取り組みができるか、また取り組み方法を考える。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。	一般社団法人ローカルSDGsネットワーク 木下聡氏

研修体系区分	研修名	日時・場所	定員	対象	研修のねらい	講師	
障害福祉職員向け研修	分野別研修	障害福祉制度研修	令和5年9月7日(木) 10:00～16:00 オンライン研修	100	障害者(児)支援関係業務従事者	障害者総合支援法や障害者虐待防止法、差別解消法など制度策定までの時代背景等の基礎知識を学ぶとともに、利用者を支援するにあたっての姿勢を振り返る機会とする。	椋山女学園大学 人間関係学部 人間関係学科 教授 手嶋雅史 氏
		強度行動障害研修	令和5年9月14日(木) 10:00～16:00 オンライン研修	100	障害者(児)支援関係業務従事者	強度行動障害の特性に配慮した支援法を学ぶことで、自傷・他害行為を減らし、虐待の防止といった利用者の処遇の向上を目指す。	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 職員の皆様
		知的障害研修	令和5年11月16日(木) 10:00～16:00 オンライン研修	100	障害者(児)支援関係業務従事者	知的障害の特性について理解を深めるとともに、当事者のニーズに基づきそれぞれに合った支援方法を学び、職員のスキル向上を目指す。	長野県北信圏域障害者生活支援センター所長 日本相談支援専門員協会 顧問 相談支援専門員 福岡寿 氏
		発達障害研修	令和5年8月31日(木) 10:00～16:00 名古屋市医師会館	100	障害者(児)支援関係業務従事者	発達障害の特性及び行動の見方や目的、アセスメントについて学ぶことで、どのような支援が必要かを判断する能力等、職員のスキル向上を目指す。	アイズサポート 代表 伊藤久志 氏
		放課後等デイサービス研修	【2日受講】令和5年9月5日(火) 令和5年9月6日(水) 10:00～13:00(両日とも) オンライン研修(両日とも)	100	障害児支援関係業務従事者	放課後等デイサービス事業の成り立ち等の背景や職員として必要な視点を確認するとともに、他機関との連携、利用者及び家族との関わり方や支援方法を学び、職員のスキル向上を目指す。	NPOあいち障害者センター 理事長 近藤直子 氏
	職種別研修	サビ管・児発管のための個別支援計画作成研修	【1回目】令和5年9月27日(水) 名古屋市総合社会福祉会館 【2回目】令和5年11月8日(水) オンライン研修 10:00～16:00(両日とも)	各100	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	制度の最新情報及び今後の動向を把握するとともに、利用者の「望み」「生活」を支援するためにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としてどのような視点が必要かを学び、計画作成スキル及び利用者へのサービス向上を目指す。	日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授 木全和巳 氏
		障害児支援基礎研修	令和5年11月17日(金) 10:00～16:00 名古屋市総合社会福祉会館	100	障害児支援関係業務従事者	障害児支援の基本理念や児童の発達段階に応じた支援方法や保護者との関わり方、障害児個別支援計画に基づく適切な支援について学ぶことで、障害児支援の質の向上を目指す。	名古屋キリスト教社会会館 加藤淳 氏 あさみどりの会 山本智恵 氏 他
		サービス等利用計画作成研修	令和6年2月15日(木) 10:00～16:00 名古屋市総合社会福祉会館	50	相談支援専門員	サービス等利用計画作成の意義について理解し、アセスメント、目標設定していく過程を学び、事例検討を通して利用者特性を理解したマネジメント技術を高めることを目指す。	特定非営利活動法人 愛知県相談支援専門員協会 代表理事 鈴木康仁 氏
		相談支援技術研修	令和6年2月5日(月) 10:00～16:00 名古屋市総合社会福祉会館	50	相談支援専門員	一人一人のニーズから支援を組み立てるため、ソーシャルワークアセスメントのために欠かせない面接技法を学ぶ。また、ニーズ主導アセスメントを演習を通して経験することで、現場で実践できるアセスメントスキルの向上を目指す。	日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授 大谷京子 氏
		グループホーム世話人等研修	令和6年1月17日(水) 10:00～16:00 オンライン研修	40	グループホーム世話人等	グループホームの基礎知識を学び、事例検討を通じて、利用者が安全で安心できる地域やホームなどの環境づくりについて考えるとともに、世話人同士の情報共有・問題の解決法等話し合う機会とする。	愛知県グループホーム整備促進支援制度 支援コーディネーター 前社会福祉法人あさみどりの会 グループホーム統括主任 丹下靖 氏
		就労支援研修	令和5年11月6日(月) 10:00～16:00 名古屋市総合社会福祉会館	60	就労支援事業所従事職員	認知行動療法のひとつである、SST(ソーシャル・スキルズ・トレーニング)を学ぶことで、社会生活上で様々な困難を抱える人たちの自己対処能力を高め、自立を支援する技術の習得を目指す。	同朋大学 社会福祉学部 教授 社会福祉学科長(社会福祉専攻) 精神保健福祉士 吉田みゆき 氏

事業主のみなさま  
ご存じですか？

使わないと  
もったいない!!?



# ハローワーク 人材確保・就職支援 コーナー

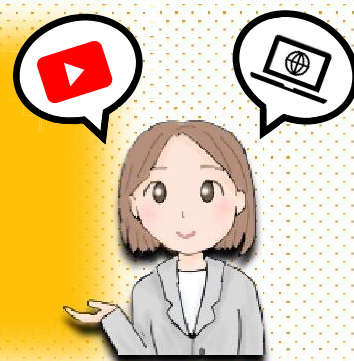
福祉・建設・警備・運輸関係に特化した人材を  
募集したい関係事業主の方のためのコーナーです。



# こんな時にオススメ！



就職支援コーディネーターの担当職員が求人の充足に向けたプランを作成したり、職場環境の魅力のアピールする方法についてアドバイスします。



- ☆ 事業所訪問等、求人条件の見直し等の求人充足支援
- ☆ 事業所見学会や就職面接会等の開催を通じた、マッチング支援

## ハローワーク名古屋東

〒465-8609  
名古屋市名東区平和が丘1-2  
TEL 052(774)1115(代表)  
部門コード 32#

## ハローワーク名古屋中

〒460-0860  
名古屋市中区錦2丁目14-25  
ヤマイチビル3階  
TEL052(855)3740 (代表)  
部門コード 48#

## ハローワーク名古屋南

〒456-8503  
名古屋市熱田区旗屋2-22-21  
TEL : 052 (681)1211  
部門コード46#

## ハローワーク一宮

〒491-8509  
愛知県一宮市八幡4-8-7  
一宮労働総合庁舎内  
0586 (45) 2048

令和6年3月

各関係施設・事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局障害者支援課長

## 令和6年度 防災訓練（情報伝達訓練）の実施について

本市においては、毎年、「なごや市民総ぐるみ防災訓練」を実施しております。健康福祉局においても、その一環として、民間の各施設・事業所を対象に、防災意識の高揚と防災体制の強化を図ることを目的として、情報伝達訓練を行いますので、積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。

### 1 対象施設・事業所

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に限る。）、地域活動支援事業所、福祉ホーム

### 2 防災訓練の概要（情報伝達訓練） ※下記は令和5年度実施内容です。

#### (1) 実施時期

9月上旬頃

#### (2) 実施内容（情報伝達訓練）

- ① 大規模地震が発生したとの想定のもと、地震に関する情報を障害者支援課から、FAX及び電子メールにより各施設等へ伝達する。
- ② 各施設等は、FAX等の受信後、ただちに職員や利用者に情報を伝達するとともに、施設等の被害状況の確認等を行う。
- ③ 各施設等は、訓練実施後、問題点や反省点等について振り返りを行い、所定の様式により、障害者支援課へ報告する。

### 3 参加を希望する場合の連絡方法

参加を希望する各施設等は、電子メールにより、下記の連絡先に、件名に「令和6年度防災訓練に参加を希望します」と入力の上、「事業者番号」「施設・事業所名（サービス種別を含む）」「FAX番号」「メールアドレス」を送信してください。

**期日：令和6年5月31日（金）**

**連絡用メールアドレス：a2560-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp**

※本メールアドレスは、訓練以外では使用しませんので、ご注意ください。

### 4 その他

詳細は、参加各施設等あてに電子メールでご連絡します。（令和6年8月頃予定）

（障害者支援課推進係 TEL：052-972-2558）

## 大規模災害時における安否確認に係る情報提供のお願い

災害時に、障害者の安否確認の支援を円滑に進めるために、各施設・事業所におかれましては、利用者の安否情報に係る本市への提供について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 利用者の安否確認

#### 1 安否確認の範囲

障害者総合支援法に基づく各施設・事業所の名古屋市内のサービス利用者

#### 2 情報提供を求める災害

名古屋市内で震度5強以上の地震が発生した地域、あるいは避難勧告が発令された災害が発生した地域がある場合

#### 3 事前準備

- ① ウェルネットなごやから「様式1 安否確認結果報告書」をダウンロードし入手
- ② 「安否確認結果報告書」に、安否確認対象者の「氏名」「フリガナ」欄等を入力
- ③ 電子メールのアドレス帳に報告用メールアドレスを、ファックスに報告用FAX番号を登録
- ④ パソコンが使用できない状態となった場合に備えて、紙を出力し適切に保管

報告用メールアドレス (anpi@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

報告用FAX番号 (052-972-4149)

#### 4 災害時の対応

- ① 「安否確認結果報告書」の“確認日時”“身体等の状況”“現在の居所”“備考”欄を入力又は記入。
- ② 「安否確認結果報告書」を、電子メールもしくはFAXにより送信
- ③ 「安否確認結果報告書」により報告した安否情報について、新たな情報を入手した場合は、送付回数を記入した上で、再送信

#### 5 利用者への説明

大規模災害時に、本市へ安否情報を提供する場合があることについて、事前に利用者へご説明いただきますようご協力をお願いいたします。

### 障害者支援施設(入所)・共同生活援助・短期入所・療養介護施設

#### 1 内容

障害者支援施設(入所)・共同生活援助・短期入所・療養介護施設においては、「利用者の安否確認」とあわせて「施設等の被災状況」を、取り急ぎFAXにてご報告ください。

#### 2 報告対象

「サービス提供の継続に著しい支障のある重大な建物被害が発生した場合」や「人的被害が発生した場合」

※詳しくは、ウェルネットなごやをご覧ください。



## 障害者支援施設等及び障害児通所支援事業所等の 「災害時情報共有システム」への登録に関するお願い

令和3年度から厚生労働省にて運用を開始している「障害者支援施設等災害時情報共有システム」（以下「災害時情報共有システム」という。）は、主に災害発生時の被害状況等の把握・共有を目的として活用されております。そのため、被害状況を踏まえた支援を実施するためにも、システム上へ各事業所の緊急連絡先等の情報を登録する必要であることから、災害時情報共有システムへの登録に必要な事業所情報をご回答頂きますようご協力をお願いいたします。

### 1 回答対象事業所

名古屋市にある全ての障害福祉サービス等事業所及び障害児通所支援事業所等

※ すでに災害時情報共有システムの登録について回答いただいている事業所を除く。

### 2 回答方法

① ウェルネットなごやから「災害時情報共有システム登録様式」をダウンロードし入手

② 「災害時情報共有システム登録様式」に必要事項を記入

③ 「災害時情報共有システム登録様式」を以下のアドレスまでお送りください。

提出先メールアドレス：a2560-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※ 複数の事業所を運営されている法人におかれましては、法人でまとめて回答いただいてもかまいません。

※ 提出の際のファイル名は「【法人名】災害時情報共有システム登録様式」としてください。

### 3 システムへの登録について

様式により回答いただいた情報をもとに、名古屋市で一括して災害時情報共有システムへの登録を行います。

各事業所から直接システムへの登録は行えませんのでご了承ください。

また、登録まで時間を要する場合がございますのでご了承ください。

(障害者支援課推進係 TEL972-2558)

【ウェルネットなごや該当ページへのアクセス手順】

- 手順① ウェルネットなごやのトップページ「事業者の方へ」をクリックする。
- 手順② 「障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務等」をクリックする。
- 手順③ 「運営に関するお知らせ」をクリックする。

トップ 各種サービス・制度を利用するには 名古屋市障害福祉課 **事業者の方へ**

事業者の方へ

TOP > 事業者の方へ > 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務

**障害福祉サービス事業者の指定、変更、加算の届出等**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービス事業所の新規指定申請や各種届出についてご案内します。

新規指定の申請や変更等の受付について

事前相談・申請等の受付方法や申請・届出の期限についてお知らせします。

事業所の新規指定申請の手続きについて

障害者総合支援法の対象となるサービスを提供する事業所・施設については、事業所・施設の所在地が名古屋市の場合、各市長の指定を受けする必要があります。

詳しくは「指定申請の手引き」をご覧ください。

事業所の更新申請の手続きについて

指定の有効期間は6年を過ぎるため、指定日から6年を経過する事業者は、更新の手続きを行っていただく必要があります。

更新に関するお知らせ

障害者支援施設等の事業者指定・登録等

手順⑤ 「防火・防災・防犯対策」をクリックし、ページの下の方へスクロールする。

トップ 各種サービス・制度を利用するには 名古屋市障害福祉課 **事業者の方へ**

事業者の方へ

TOP > 事業者の方へ > 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務 > 運営上の留意事項

**運営上の留意事項**

法令遵守

防火・防災・防犯対策

健康管理（県中症予防、県中予防、インフルエンザ等感染症対策など）

- 手順⑥ 利用者の安否確認  
→ 「様式1 安否確認結果報告書」
- 手順⑦ 障害者支援施設（入所）・共同生活援助・短期入所・療養介護施設の被害状況  
→ 「報告様式」
- 手順⑧ 障害者支援施設等及び障害児通所支援事業所等の「災害時情報共有システム」への登録について→ 「災害時情報共有システム登録様式」

大規模災害時における利用者の安否確認に係る情報提供のお願い

大規模災害時にご利用中の安否情報を、本市へ可能な範囲でご提供ください。

1. 安否確認結果報告書 (PDF形式: 80KB)

2. 様式1 安否確認結果報告書 (XLS形式: 132KB)

3. 災害発生時における障害福祉施設等の被災状況に係る情報提供のお願い

対象施設 障害者支援施設（入所）・共同生活援助・短期入所・療養介護施設

報告対象 サービス提供の体制に重い支障のある重大な被害が発生した場合）や「人的被害が発生した場合」に、取次担当FAXにて報告ください。

4. 報告様式 (XLS形式: 20KB)

5. 報告様式 (XLS形式: 21KB)

6. 報告比較書 (PDF形式: 57KB)

7. 通知文 (PDF形式: 135KB)

8. 社会福祉事業 (PDF形式: 38KB)

9. 障害者支援施設等及び障害児通所支援事業所等の「災害時情報共有システム」への登録について

令和2年度から厚生労働省にて運用を開始している「障害者支援施設等災害時情報共有システム」（以下「災害時情報共有システム」という。）は、主に災害発生時の被害状況の把握・共有を目的として運用されており、そのため、被害状況の発生を想定するにも、システム上へ各事業所の緊急連絡先等の情報を登録する必要があることから、災害時情報共有システムへの登録に必要な事項を改めてご確認くださいますようお願いいたします。

10. 随時追加 災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について (PDF形式: 127KB)

11. 回答対象事業所

名古屋市内にある全ての障害福祉サービス等事業所及び児童発達支援事業所等

※以下に運用情報共有システムの登録についてご案内いただいている事業者を挙ぐ。

12. 回答方法

以下のExcelファイル「災害時情報共有システム登録様式」に必要な事項を記入いただき、Excelファイルメールに添付の上、以下のアドレスまでお送りください。複数の事業所を登録されている法人におかれましては、法人でまとめて回答いただく必要があります。

13. 災害時情報共有システム登録様式 (XLS形式: 124KB)

提出先: [shoushou@nagoya-city.jp](mailto:shoushou@nagoya-city.jp)

※提出の際のファイル名は「【法人名】災害時情報共有システム登録様式」としてください。

手順④ 「事業所運営上の留意事項」をクリックする。

トップ 各種サービス・制度を利用するには 名古屋市障害福祉課 **事業者の方へ**

事業者の方へ

TOP > 事業者の方へ > 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務 > 運営に関するお知らせ

**運営に関するお知らせ**

集回指導における配布資料

新規指定事業者向けのガイドブックや定期的に開催する集回指導での配布資料を掲載しています。

**事業所運営上の留意事項**

14. 障害者支援施設・地域活動支

## 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

### I. はじめに

#### 1. ガイドライン策定の背景

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の附則第3条においては、法施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、「障害者の意思決定支援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられている。

社会保障審議会障害者部会では、平成27年4月から見直しに向けた検討を行い、平成27年12月に今後の取組について報告書を取りまとめた。

同報告書では、障害者の意思決定支援の今後の取組について以下の記載が盛り込まれており、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、これらの内容を踏まえて作成されたものである。

※ 「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（平成27年12月14日社会保障審議会障害者部会報告書）より抜粋

#### 5. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

##### (2) 今後の取組

###### (基本的な考え方)

- 日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進するため、以下のような取組を進めるべきである。

###### (意思決定支援ガイドライン)

- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援計画の作成と一体的に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等の伝達等）を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべきである。あわせて、意思決定支援の質の向上を図るため、このようなガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムの中にも位置付けるべきである。

なお、ガイドラインの普及に当たっては、その形式的な適用にとらわれるあまり、実質的な自己決定権が阻害されることのないよう留意する必要がある。

###### (障害福祉サービスにおける意思決定支援)

- また、障害福祉サービスの具体的なサービス内容の要素として「意思決定支援」が含まれる旨を明確化すべきである。

## 2. ガイドラインの趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第1条の2（基本理念）においては、障害者本人（以下「本人」という。）が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定相談支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に対し、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努める旨を規定する（第42条、第51条の22）など、「意思決定支援」を重要な取組として位置づけている。

また、障害者基本法においては、国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないと定めている（第23条）。

ノーマライゼーション理念の浸透や障害者の権利擁護が求められるなかで、障害者の自己決定の尊重に基づいて支援することの重要性は誰もが認識するところである。しかし、自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等については必ずしも標準的なプロセスが示されていない。ガイドラインは、事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際の障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、相談支援や、施設入所支援等の障害福祉サービス（以下「サービス」という。）の現場において意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を整理し、事業者がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みを示し、もって障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするものである。

ガイドラインは、事業者がサービスを提供する際に行う障害者の意思決定支援の枠組みを示すものであるが、本人、事業者、家族や成年後見人等（保佐人及び補助人並びに任意後見人を含む。以下同じ。）の他に、必要に応じて教育関係者や医療関係者、福祉事務所、市区町村の虐待対応窓口や保健所等の行政関係機関、障害者就業・生活支援センター等の就労関係機関、ピアサポーター等の障害当事者による支援者、本人の知人等の関係者、関係機関等（以下「関係者等」という。）、障害者に関わる多くの人々にも意思決定支援への参加を促すものである。

障害者の意思決定支援については、それぞれの障害の状態等において個別性が高く、その支援方法も多様なものである。事業者は、ガイドラインの内容を踏まえ、各事業者の実情や個々の障害者の態様に応じて不断に意思決定支援に関する創意工夫を図り、質の向上に努めなければならない。

また、事業者の意思決定支援に関する取組の蓄積を踏まえ、ガイドラインの内容も見直していくことが必要である。

## II. 総論

### 1. 意思決定支援の定義

本ガイドラインにおける意思決定支援は、障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障害者に対する支援を意思決定支援として次のように定義する。

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

### 2. 意思決定を構成する要素

障害者の意思決定を構成する要素としては、次の三つが考えられる。

#### (1) 本人の判断能力

本人の障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。

例えば、何を食べるか、何を着るかといった日常生活における意思決定は可能だが、施設から地域生活への移行等住まいの場の選択については意思決定に支援が必要であるといった事例が考えられる。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度についての慎重なアセスメントが重要となる。

#### (2) 意思決定支援が必要な場面

意思決定支援は、次のような場面で必要とされることが考えられる。

##### ① 日常生活における場面

日常生活における意思決定支援の場面としては、例えば、食事、衣服の選択、外出、排せつ、整容、入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

日常生活における場面で意思決定支援を継続的に行うことにより、意思が尊重された生活体験を積み重ねることになり、本人が自らの意思を他者に伝えようとする意欲を育てることにつながる。

日常生活における支援場面の中で、継続的に意思決定支援を行うことが重要である。

##### ② 社会生活における場面

障害者総合支援法の基本理念には、全ての障害者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない旨が定められていることに鑑みると、自宅からグループホームや入所施設等に住まい

の場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームに住まいを替えたり、グループホームの生活から一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。

体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等が集まり、判断の根拠を明確にしながらか、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

### (3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響等を受ける。

例えば、意思決定支援に関わる職員が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているかどうかや、本人との信頼関係ができてきているかどうかの影響などが考えられる。また、意思決定の場面に立ち会う家族等の関係者との関係性も影響を与える可能性がある。

環境に関しては、初めての慣れない場所で意思決定支援が行われた場合、本人が過度に緊張してしまい、普段通りの意思表示ができないことも考えられる。また、サービスの利用の選択については、体験利用を活用し経験に基づいて選択ができる方法の活用など経験の有無によっても影響されることが考えられる。

## 3. 意思決定支援の基本的原則

意思決定支援の基本的原則を次のように整理する。

- (1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。また、幅広い選択肢から選ぶことが難しい場合は、選択肢を絞った中から選べるようにしたり、絵カードや具体物を手がかりに選べるようにしたりするなど、本人の意思確認ができるようなあらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示できるよう支援することが必要である。
- (2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。

また、本人が意思決定した結果、本人に不利益が及ぶことが考えられる場合は、意思決定した結果については最大限尊重しつつも、それに対して生ずるリスクについて、どのようなことが予測できるか考え、対応について検討しておくことが必要である。例えば、疾病による食事制限があるのに制限されている物が食べたい、生活費がなくなるのも構わず大きな買い物がしたい、一人で外出することは困難と思われるが、一人で外出がしたい等の場合が考えられる。

それらに対しては、食事制限されている食べ物は、どれぐらいなら食べても疾病に影響

響がないのか、あるいは疾病に影響がない同種の食べ物が用意できないか、お金を積み立ててから大きな買い物をすることができないか、外出の練習をしてから出かけ、さらに危険が予測される場合は後ろから離れて見守ることで対応することができないか等、様々な工夫が考えられる。

リスク管理のためには、事業所全体で取り組む体制を構築することが重要である。また、リスク管理を強調するあまり、本人の意思決定に対して制約的になり過ぎないように注意することが必要である。

- (3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながらか障害者の意思及び選好を推定する。

本人のこれまでの生活史を家族関係も含めて理解することは、職員が本人の意思を推定するための手がかりとなる。

#### 4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。

##### (1) メリット・デメリットの検討

最善の利益は、複数の選択肢について、本人の立場に立って考えられるメリットとデメリットを可能な限り挙げた上で、比較検討することにより導く。

##### (2) 相反する選択肢の両立

二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考え、本人の最善の利益を追求する。

例えば、健康上の理由で食事制限が課せられている人も、運動や食材、調理方法、盛り付け等の工夫や見直しにより、可能な限り本人の好みの食事をすることができ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合などがある。

##### (3) 自由の制限の最小化

住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、障害者にとって自由の制限がより少ない方を選択する。

また、本人の生命または身体の安全を守るために、本人の最善の利益の観点からやむを得ず行動の自由を制限しなくてはならない場合は、行動の自由を制限するより他に選択肢がないか、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくてすむような方法

が他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

その場合、本人が理解できるように説明し、本人の納得と同意が得られるように、最大限の努力をすることが求められる。

#### 5. 事業者以外の視点からの検討

意思決定支援を進める上で必要となる本人に関する多くの情報は、本人にサービス提供している事業者が蓄積している。しかし、事業者はサービスを提供する上で、制度や組織体制による制約もあるため、それらが意思決定支援に影響を与える場合も考えられることから、そのような制約を受けない事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。本人の家族や知人、成年後見人等の他、ピアサポーターや基幹相談支援センターの相談員等が、本人に直接サービスを提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、様々な関係者が本人の立場に立ち、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

#### 6. 成年後見人等の権限との関係

法的な権限を持つ成年後見人等には、法令により財産管理権とともに身上配慮義務が課されている。一方、事業者が行う意思決定支援においても、自宅からグループホームや入所施設等への住まいの場の選択や、入所施設からの地域移行等、成年後見人等が担う身上配慮義務と重複する場面が含まれている。意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

なお、保佐人及び補助人並びに任意後見人についても、基本的な考え方としては、成年後見人についてと同様に考えることが望まれる。



### Ⅲ. 各論

#### 1. 意思決定支援の枠組み

意思決定支援の枠組みは、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの5つの要素から構成される。このようにして作成されたサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）に基づき、日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、全ての生活場面の中で意思決定に配慮しながらサービス提供を行うこととなる。

##### (1) 意思決定支援責任者の役割

意思決定支援を適切に進めるため、事業者は意思決定支援責任者を配置することが望ましい。意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の枠組みを作る役割を担う。

具体的には、意思決定支援責任者は、本人の希望するサービスを提供するためのサービス等利用計画や個別支援計画を作成する前提として、意思決定支援を適切に進めるため、本人の意思の確認・推定や本人の最善の利益の検討の手順や方法について計画する。

また、本人の意思決定支援に参考となる情報や記録を誰から収集するか、意思決定支援会議の参加者の構成、意思を表出しやすい日時や場所の設定、絵カードの活用等本人とのコミュニケーション手段の工夫等、意思決定支援を進める上で必要となる事項について検討する。

さらに、意思決定支援責任者は、意思決定を必要とする事項について本人から直接話しを聞いたり、日常生活の様子を観察したり、体験の機会を通じて本人の意思を確認したり、関係者から情報を収集したりすることを通じて、本人の意思及び選好、判断能力、自己理解、心理的状況、これまでの生活史等本人の情報、人的・物理的環境等を適切にアセスメントする。

上記のような役割を担う意思決定支援責任者については、相談支援専門員又はサービス管理責任者とその役割が重複するものであり、これらの者が兼務することが考えられる。

##### (2) 意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、アセスメントで得られた意思決定が必要な事項に関する情報や意思決定支援会議の参加者が得ている情報を持ち寄り、本人の意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組みである。意思決定支援会議は、本人の意思を事業者だけで検討するのではなく、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等の参加を得ることが望ましい。

意思決定支援会議については、相談支援専門員が行う「サービス担当者会議」やサービス管理責任者が行う「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

また、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会（以下「協議会」とい

う。)においては、地域の事業者における意思決定支援会議の開催状況等を把握し、取組を促進することが望まれる。

### (3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。

体験を通じて本人が選択できたり、体験中の様子から本人の意思の推定が可能となったりするような場合は、そのようなアセスメント方法を意思決定支援計画の中に位置付けることも必要である。例えば、長期間、施設や病院に入所・入院しており、施設や病院以外で生活したいと思っても、何らかの理由でそれをあきらめて選択に消極的になっていたり、施設や病院以外で生活する経験がなくて選びようがなかったりしている障害者に対し、必要に応じて地域移行支援の利用やグループホーム等の体験利用を通じて、実際の経験等を通じた意思決定支援を行うような場合が考えられる。

### (4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。モニタリングと評価及び見直しについては、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画や個別支援計画に基づくサービス提供を開始した後の本人の様子や生活の変化について把握するとともに、その結果、本人の生活の満足度を高めたか等について評価を行うことが必要である。それらのモニタリング及び評価の情報を記録に残すことで、次に意思決定支援を行う際の有効な情報となり、見直しにつながる。

意思決定支援は、**Plan**（計画）、**Do**（実行）、**Check**（評価）、**Act**（改善）で構成されるいわゆるPDCAサイクルを繰り返すことによって、より丁寧に行うことができる。

## 2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

意思決定支援を行うにあたっては、意思決定に必要なだと考えられる情報を本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を含めた情報を可能な限り本人が理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を行うことが重要である。

本人との意思疎通を丁寧に行うことによって、本人と支援者とのコミュニケーションが促進され、本人が意思を伝えようとする意欲が高まり、本人が意思決定を行いやすい状態をつくることができる。

## 3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかりとなる。

また、本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積し、本人の意思を読み取ったり推定したりする際に根拠を持って行うことが重要である。本人が意思決定することが難しい場合でも、「このときのエピソードには、障害者の意思を読み取る上で重要な『様子』が含まれている」という場合がある。そういった、客観的に整理や説明ができないような「様子」を記録に残し、積み上げていくことは、障害者の意思決定を支援する上で重要な参考資料になる。

また、意思決定支援の内容と結果における判断の根拠やそれに基づく支援を行った結果がどうだったかについて記録しておくことが、今後の意思決定支援に役立つため、記録の方法や内容について検討することが有用である。

#### 4. 職員の知識・技術の向上

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要である。

そのためには、ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、意思決定支援に関する事例検討を積み重ねることが重要である。また、書籍による文献学習、内部の勉強会、実地研修（OJT）、外部研修の受講等、具体的な研修計画を立案し、進めることが効果的である。

#### 5. 関係者、関係機関との連携

意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要である。

関係者等と連携した意思決定支援の枠組みの構築には、協議会を活用する等、地域における連携の仕組みづくりを行い、意思決定支援会議に関係者等が参加するための体制整備を進めることが必要である。

意思決定支援の結果、社会資源の不足が明らかとなった場合等は、協議会で共有し、その開発に向けた検討を行ったり、自治体の障害福祉計画に反映し、計画的な整備を進めたりするなど、本人が自らの意思を反映した生活を送ることができるよう取組みを進めることが求められる。

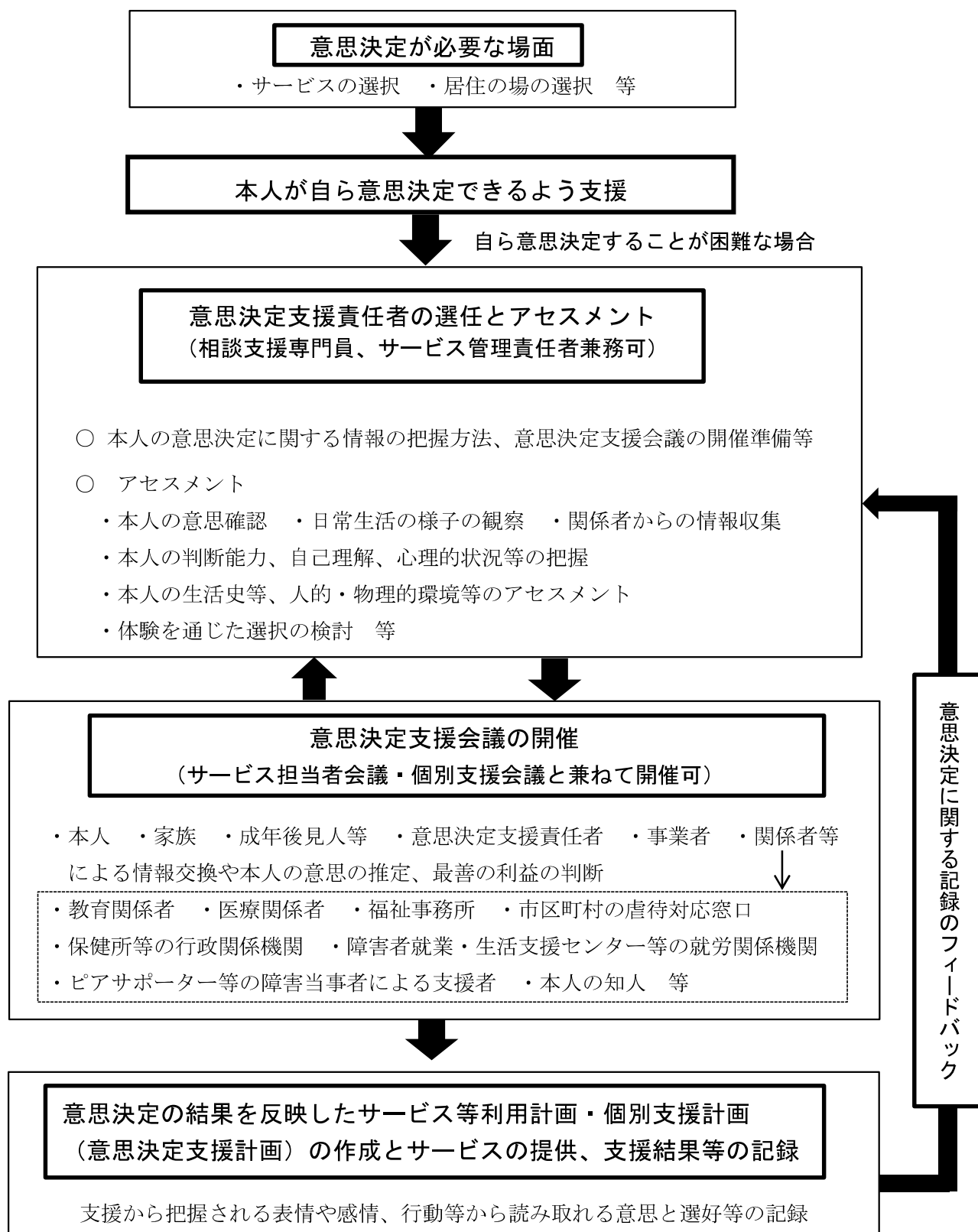
#### 6. 本人と家族等に対する説明責任等

本人と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明する。事業者においては、本人や家族等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情解決規程を定めた上で苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の配置等の必要な措置を講じて

いるところである。意思決定支援に関する苦情についても、苦情解決規程に従った対応を行い、意思決定支援責任者は、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員と協働して対応に当たることが必要である。

意思決定支援に関わった事業者、成年後見人等や関係者等は、職を辞した後も含めて、業務上知り得た本人やその家族の秘密を保持しなければならない。

(図1) 意思決定支援の流れ



#### IV. 意思決定支援の具体例

##### 1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援

重度の知的障害があり、言葉で意思を伝えることが難しいAさんが、生活介護事業所を利用することになった。生活介護事業所のサービス管理責任者は、Aさんの日中活動プログラムをどのように考えたら良いか悩んでいた。そこで、Aさんの日中活動を定めるために、意思決定支援会議を開くことにした。意思決定支援会議には、Aさんと家族、Aさんをよく知る学校の先生、移動支援事業所の支援員、生活介護事業所の担当職員、Aさんを担当する相談支援専門員が参加し、サービス管理責任者が意思決定支援責任者となって会議を進めることになった。

意思決定支援責任者は、会議の参加者にAさんの日頃の様子から読み取ることができると意思や好み、それらを判断するための手がかり等の情報を報告してもらった。Aさんは、家族や顔見知りの方がいるため、安心して感じるように感じられた。家族からは、Aさんが祖母にかわいがられて育ち、祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていたことや、沢山作った饅頭を近所に配ることに付いていき、人から喜ばれるとうれしそうだったこと等が話された。学校の先生からは、Aさんは友だちと関わるのが好きだったことや、静かな音楽を好んで聴いていたこと、紙に絵の具で色を塗ることが好きで、机に向かって集中して取り組んでいたが、ペットボトルキャップの分類のような作業的なことはすぐに飽きてイスから立ち上がってしまったことが話された。移動支援事業所の支援員からは、Aさんは森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしているが、人混み等雑音が多い場所は苦手なようで表情が陰しくなったり、イライラした感じになったりしてしまふことが話された。

意思決定支援責任者は、これらの情報を整理し、日中活動のプログラムを検討した。その結果、まずはAさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所であることを知ってもらうため、Aさんの日中活動を、静かな音楽が流れる部屋でパンやクッキー、饅頭を作る活動や、紙と絵の具でペインティングする活動、森の中の散歩道を鳥のさえずりを聞きながら数人で歩く活動等から始めることとし、また、そうした日中活動の中でのAさんの表情に注目し、Aさんの意思表示の手がかりを記録に残し、今後の意思決定支援のための情報を蓄積することとなり、意思決定支援計画と個別支援計画を一体的に作成した。また、これらの取組を行ってから3ヶ月後に、見直しのための会議を開くこととした。

##### 2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

施設入所支援を利用して15年になるBさんは、知的障害と自閉症があり、言葉によるコミュニケーションが難しい状態であった。また、家族が亡くなり、成年後見人が選任されていた。担当の相談支援専門員は、継続サービス利用支援によるモニタリングで、今後も引き続き施設入所支援を利用するのか、グループホーム等に生活の場を移行するのか、Bさんの意思決定支援が必要であると考えていた。

そこで、担当の相談支援専門員が意思決定支援責任者となり、Bさんと成年後見人、施設入所支援のサービス管理責任者とBさんの担当職員、グループホームのサービス管理

責任者の参加により、Bさんの意思決定支援会議を開くこととなった。Bさんは、いつものスケジュールとは違う会議への参加となり、落ち着きがなく不安そうにしていた。その様子を見ていた成年後見人は、Bさんが施設に慣れて落ち着いた生活を送れているのに、生活の場を変えることでBさんが不安定な状態にならないか不安であると話した。意思決定支援責任者が、自宅でのBさんの様子について成年後見人に尋ねると、帰省した時は、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べていること等が話された。施設入所支援のサービス管理責任者と担当職員はその話を聞いて、施設では自分でお湯を沸かしたり、カップラーメンを作って食べたりする場面がなかったため、施設的环境がBさんの本来できることを狭めてしまっているのではないかと、Bさんにとってよりよい生活の場について考えることが必要ではないかと思った、と話した。

Bさんは、目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行く活動を選んだり是可以するが、経験したことがないグループホームの生活と今の施設の生活を比べて選ぶことは難しかった。そこで、グループホームのサービス管理責任者は、空き部屋のあるグループホームがあるので、体験利用をしてみて、その様子からBさんの意思を確認してはどうかと提案した。成年後見人も、「体験してみた結果がBさんのためになるなら」という意見であった。

意思決定支援責任者である相談支援専門員は、意思決定支援会議の結果を踏まえてサービス等利用計画を変更し、地域移行支援に基づくグループホームの体験利用を行う内容に見直した。また、1ヶ月後に再度意思決定支援会議を開き、Bさんの体験利用の様子を共有し、Bさんが今後の生活の場について施設の利用を継続したいのか、グループホームで生活したいのかについて確認することになった。Bさんがグループホームで混乱しないように、施設で使っていた絵カードやスケジュールをグループホームでも使うことにした。人数の少ないグループホームの環境は、Bさんにとって落ち着けるようだった。近くのコンビニエンス・ストアに買い物に行ったり、カップラーメンを作ったり、冷凍食品を電子レンジで温めて食べたりと、Bさんは生活を主体的に広げていった。

1ヶ月後に、意思決定支援会議が開かれ、グループホームでの体験利用の様子が報告された。その内容から、Bさんの意思がどこにあるのか、成年後見人も含めた誰にとっても明らかであった。

### 3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

65才の女性Cさんは統合失調症で、引きこもりがちで軽度の知的障害がある32才の息子Dさんと二人暮らしをしていた。自宅は持ち家で、Cさんの老齢年金と遺族年金で生計を立てていたが、生活は苦しかった。Cさんは、数年前に交通事故に遭ってから家事が難しくなり、Dさんが買い物や掃除、洗濯、調理を行っていた。ところが、1年前にDさんが家出をしてから不穏になり、近隣宅に上がり込む等の行為が度々起こるようになり、医療保護入院となった。家出していたDさんは、Cさんが入院した後、自宅に戻ってきた。Dさんの家出の原因は、病状が不安定なCさんの面倒をみることに疲れてしまったためであったが、Cさんが退院した後は、一緒に生活することを希望していた。

Cさんは、入院して3か月で病状が安定した。しかし、自発的な意思の表明が乏しく、意欲の低下もあり「もう自宅へは帰れない」と退院をあきらめてしまっているようだった。

病院のソーシャルワーカーが「退院後生活環境相談員<sup>1</sup>」となり、熱心に退院に向けた働きかけを行ったが、Cさんは黙り込んでしまうだけだった。退院支援委員会は、入院中の障害者や家族からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う地域援助事業者として、委託相談支援事業所に参加してもらうことにした。

委託相談支援事業所の相談員は、地域移行支援の利用を念頭に、意思決定支援責任者として意思決定支援会議を開いた。参加者は、病院の主治医と退院後生活環境相談員、病棟受け持ち看護師、役所の障害福祉担当職員、保健所の保健師、息子のDさんであった。Cさんは、参加したくないとのことだった。

役所の障害福祉担当職員とDさんによれば、Cさんは、一家を支えるしっかり者だったが、発病後、金銭をだまし取られる等の苦勞をしてから不安が強くなり、同じことの確認を何回もすることもあったが、丁寧な説明があれば理解できる力をもっていること、入院前には、服薬の中断や減薬により怒りやすく命令口調となり、近隣住民への被害妄想もあったことが話された。病院の主治医と退院後生活環境相談員からは、入院中のCさんは、陰性症状のため自発的な意思の表明が乏しく、人に対する警戒心もあってほとんど話しをすることがないという状況が報告された。意思決定支援会議では、Cさんが「もう自宅へは帰れない」と言った背景を理解し、Cさんの意思を確認する手がかりを得るために、意思決定支援責任者である相談員がCさんを伴って自宅に行ってみるようになった。

自宅は老朽化が進んでおり、Dさんが家出をしていた1年間でゴミ屋敷のような状態になっていた。自宅に戻ったDさんも交えて、Cさんの話しを聴いた。Cさんは、家事全般をしてくれていたDさんが家出をしたことはショックだったこと等を話し始めた。Cさんは、趣味だった手芸品や書道作品、賞状等を見せてくれた。昔の写真には、流行の服を着て笑顔でポーズをとる姿が写っていた。実家は立派な透かし彫りの小壁がある自慢の家だったという。Cさんは、自宅に帰りたい気持ちはあるが建物が老朽化してゴミ屋敷の状態であり、入院生活での足腰の筋力の低下により自宅の和式トイレを使うことができないため生活できないと考えていたこと、引っ越すとしても、お金をだまし取られたため資金がないこと、生活費が苦しいこと等問題が山積みで、「もう自宅へは帰れない」とあきらめていたと話した。

相談員は、Cさんの所得状況だと生活保護の申請ができること、そのための手続やアパート探しの仕方等をわかりやすく説明し、自宅以外の暮らしもできることを丁寧に伝えた。息子のDさんは、それにできる限り協力することをCさんに伝えた。

相談員は、再度意思決定支援会議を開いた。今回はCさんも参加し、生活保護を受けてアパートを借り、息子と生活したいという意思を伝えることができた。Cさんは、退院後も、日常生活の様々な場面で意思決定支援を受けながら、本人らしい生活を送っている。

---

<sup>1</sup> 精神保健福祉法では、病院は個々の医療保護入院者が早期に退院できるよう支援するための取組において中心的役割を果たす退院後生活環境相談員を選任することが義務づけられています。退院後生活環境相談員になれるのは、精神保健福祉士、保健師等であって、精神障害者に関する業務の経験がある方、もしくは上記職種以外であって厚生労働大臣が定める研修を修了した方です。



意思決定支援のためのアセスメント表

<p>&lt;意思決定支援が必要な項目&gt;</p> <p>Aさんが取り組みたい日中活動プログラムは？</p>	<p>&lt;これまでの生活史&gt;</p> <p>○Aさんは1歳6ヶ月の検診で知的な発達の遅れが指摘され、知的障害があることが分かりました。両親と3歳年上の姉、そして父方の祖母との5人暮らしでした。穏やかで人なつこい性格であったAさんは特に祖母に可愛いがられて育ちました。祖母が得意であった饅頭作りをうれしそうに手伝ったり、祖母と一緒に歩いたりしました。そのときに人から喜んでもらえるとAさんもとてもうれしそうに表情を見せていたそうです。</p> <p>○学校は小学校から特別支援学校に通いました。学校では友人と関わることが好きで、いつも仲間と一緒に過ごしていました。でもたくさんの人で行動が集まったり、運動会などで大きな音がする場面などでは少しいらいらする様子が見られました。</p> <p>○言葉では意思を伝えることが難しいAさんでしたが好きな物には自ら積極的に取り組み、豊富な表情で周囲に気持ちを伝えることができました。</p> <p>○休日は家族と一緒に出かけることがありますが、お父さんとお母さんが自営業をされていたこともあり、Aさんのお出かけをしたいという気持ちに応えられない日も多くなってきたことから移動支援を利用して、ヘルパーと出かけるようになりました。</p> <p>○特別支援学校卒業後の進路は、就労継続支援B型事業所や生活介護事業所など3回の実習を重ねた結果、生活介護事業所を利用することになりました。</p>	<pre> graph TD     Grandfather[父] --- Mother[母]     Grandfather --- Sister[姉]     Grandfather --- A[Aさん]     Grandmother[祖母] --- Mother     </pre>
<p>意思決定支援会議のまとめ</p>		
<p>&lt;関係者から提供されたAさんの意思を判断するための手がかりとなる情報&gt;</p> <p>(家族)</p> <p>○Aさんは、祖母に可愛いがられて育った。</p> <p>○祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていた。</p> <p>○饅頭を近所に配ることに歩いて行き、人から喜ばれるとうれしそうだった。</p> <p>(学校の教員)</p> <p>○友だちと関わることは好きだった。</p> <p>○静かな音楽を好んで聴いていた。</p> <p>○紙に絵の具で色を塗ることは好きで、集中して取り組んでいた。</p> <p>○ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてイスから立ち上がってしまった。</p> <p>(移動支援ヘルパー)</p> <p>○森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしていた。</p> <p>○人混みなど雑音の多い場所は苦手なようで表情が陰しくなったりイライラした感じになってしまふ。</p>	<p>&lt;手がかりとなる情報から推定される本人意思&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かわいがってくれる祖母のような人が好きだよ。</li> <li>・祖母のような人と一緒に饅頭などをつくるのが好きだよ。</li> <li>・作った饅頭などを配り、人から喜ばれることがうれしいよ。</li> <li>・友だちと関わることは好きだよ。</li> <li>・静かな音楽を好むよ。</li> <li>・紙に絵の具を塗るなど、創作的な活動は好きだよ。</li> <li>・ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてしまふよ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くとうれいよ。</li> <li>・人混みなど雑音が多い場所は、イライラして苦手なよ。</li> </ul>

(参考) Aさんの意思決定支援を反映した個別支援計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者名 A 作成年月日 年 月

本人(家族)の希望	お菓子などを作ったりそれをあげたりすることで、いろんな人に喜んでもらえたらうれしい絵を描いたり、静かな音楽を聴いたり、静かな場所でも過ごすが好き、騒がしい場所は嫌い		
長期目標(内容、期間等)	Aさんが日中活動をもっと楽しめたり、新たな楽しみを見つけれられる。(6ヶ月)		
短期目標(内容、期間等)	Aさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所になる(3ヶ月)		

□支援目標及び支援計画等				優先順位
推定される本人の意思	支援内容	具体的取組(内容・留意点等)	支援期間(頻度・時間・期間等)	サービス提供機関(提供者・担当者等)
かわいがってくれる祖母のよいうな人と一緒に饅頭などをつくらることが好き。作った饅頭などを配り、人から喜ばれることがうれしい	Aさんが安心できるスタッフとお菓子の作りや、お菓子の作り、できたお菓子を配ることを通じて人と関わる機会をつくる。	・Aさんが安心してできるスタッフとお菓子の作りに参加する ・本人が作業に取り組みやすいように行程や補助具などに工夫する ・必要に応じて指示や介助を行う ・騒がしくならないように配慮する	月・水・金 AM活動時・3ヶ月	生活介護事業所 Cグループ 調理活動担当D
静かな音楽を聞いたり、紙に絵の具を塗るなど、創作的な活動が好き。	静かな音楽が流れる部屋で、紙に絵の具を塗るなど、創作活動を行う。	・紙に絵の具を塗りやすいように、素材や道具を工夫する ・部屋に飾りや音楽を流す ・絵の具以外の創作活動も試してみる	火・木 AM活動時・3ヶ月	生活介護事業所 Cグループ 創作活動担当E
友だちと関わるのが好き。森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くとうれしい。	友だちと一緒に、鳥のさえずりを聞きながら森の中を散歩する。	・事業所近くの森林公園内を散歩する ・一緒に散歩が楽しめる友だちをみつける	月・水・金 PM活動時・3ヶ月	生活介護事業所 Cグループ 散歩活動担当F
□支援開始後の見直しのための観点				
意思決定支援が必要な項目	目的	内容	意思決定支援会議参加者	サービス提供機関(提供者・担当者等)
活動がAさんの意思を反映しているか、検討する。支援開始後の様子から、Aさんの意思について新たに気づいたことがないか情報を共有する。	意思決定支援会議を開き、生活介護利用後のAさんの様子について関係者で情報交換し、共有するとともに、Aさんの意思の推定を進め、活動内容を見直す。	・生活介護事業所や自宅、移動支援事業所等におけるAさんの様子を記録に基づき共有する。 ・共有した情報に基づき、意思決定支援計画・個別支援計画を見直す。	・Aさんと家族 ・生活介護事業所Cグループ担当者 ・相談支援専門員 ・移動支援事業所 ・意思決定支援責任者(サービス管理責任者)	生活介護事業所 Cグループ 各活動担当者 サービス管理責任者

平成 年 月 日 利用者名 A 印 サービス管理責任者(意思決定支援責任者) B 印

意思決定支援のためのアセスメント表

<p>&lt;意思決定支援が必要な項目&gt;</p> <p>Bさんがこれからどのような場所でのような生活をしていきたいのか？</p>	<p>&lt;これまでの生活史&gt;</p> <p>○Bさんは会社員のお父さん(当時35歳)と専業主婦のお母さん(当時30歳)との間に昭和〇年に生まれました。また、Bさんには5歳年下の弟がいます。特に重い病気にかかることなく育ちましたが、2歳になっても言葉を話せませんでした。そして3歳児健診で知的な発達に障害があることがわかりました。その後、Bさんはお母さんと一緒に地域の障害児通園施設に通って、言葉を出やすくするよう療育活動に参加したりしましたが、自分のやりたいことができなかつたりするときにパニックになって大きな声をだしたり、周囲の人に噛みついてしまったりすることが増えたりしました。その後、小学生になりましたが、地域の学校ではなく特別支援学校にバスに乗って通うようになりました。特別支援学校でも次にすることがよくわからなかつたり、自分のしたいことができなかつたりしていました。その時は先生と一緒に校庭を散歩すると気持ちが落ち着きました。学校では先生が工夫して次の行動がわかりやすいうように説明してくれるようになりました。それで、次に何をすればいいのかを少しずつ分かるようになりました。パニックになることも少なくなりました。中学校と高校も特別支援学校に通いました。小さい頃から身の回りのことはお母さんが手伝ってくれました。服などはお母さんが表裏がわかりやすいようにおいてくれるので、間違えないように着ることができました。食事などはすべてお母さんが準備してくれましたが、中学生ぐらいになると好きなメンバーは自分で選ぶようになります。休みの日はお父さんがドライブに連れて行ってくださいます。ドライブに行くことがたくさんあります。休みの日はお父さんがドライブに連れて行ってくださいます。ドライブも同じコースでない不安になりました。ドライブの途中でコンビニエンスストアによって好きなお菓子を買いやすくなりました。Bさんが18歳になった時お父さんが病気で亡くなりました。そのため、お母さんが働かなくてはならなくなりました。Bさんは特別支援学校の高等部を卒業する時、お母さんの介護負担を心配した進路指導の先生から入所施設利用を勧められました。お母さんはなんと一緒に暮らせるように色々と考えましたが、年少の弟の世話や仕事をしながら私の身の回りの世話までできないので、Bさんは入所施設を利用することになりました。</p>
<p>意思決定支援会議のまとめ</p> <p>&lt;関係者からの情報&gt;</p> <p>○日常的なスケジュールが変わると落ち着きがなく不安そうにしていた。(家族)</p> <p>○自宅では自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べる事がある。(家族)</p> <p>○施設では自分でお湯を沸かしたりカップラーメンを作る場面がなかった。(入所施設職員)</p> <p>○目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選ぶ。(入所施設職員)</p>	<p>&lt;推定される本人意思&gt;</p> <p>○生活場面が変わると不安定な状態になる恐れがあるので、このままの生活を続けたいのではないか。</p> <p>○自分で食べたいものを調理して作れるような暮らしがしたいのではないか。</p> <p>○今は入所施設での生活しか経験がないので、他にどのような暮らしがあるか知らないで決められないのではないか。</p>

(参考) Bさんの意思決定支援を反映したサービス等利用計画 (意思決定支援計画) の作成例

(参考) 意思決定支援を反映したサービス等利用計画 (意思決定支援計画) の作成例

利用者氏名(児童氏名)	B	障害程度区分	4	相談支援事業者名	C
障害福祉サービス受給者証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	利用者負担上限額	0	計画作成担当者	D
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号		意思決定支援責任者	
計画作成日	〇年〇月〇日	モニタリング期間(開始年月)	1ヶ月	利用者同意署名欄	B

利用者の生活に対する意向  
 慣れて落ち着いた今の施設での生活のペースを変えずに、落ち着きなく不安定にならずに生活したいという思いがある。目の前にある洋服や食べ物の中から気に入った物を選びたい。自分でできる事をしながら、より自由を広げて生活したいという思いがある。目の前にある洋服や食べ物の中から気に入った物を選びたいという思いがある。目の前にある洋服や食べ物の中から気に入った物を選びたいという思いがある。

総合的な援助の方針  
 グループホームの体験利用により、本人が今の施設での生活とグループホームでの生活を比べて、体験的に選ぶことができるよう意思決定を支援する。

□意思決定支援内容

意思決定支援が必要な項目	到達目標	支援内容	本人の役割	支援担当者(機関)
今の施設での生活を変えずに、落ち着きなく不安定にならずに生活したいという思いがある。目の前にある洋服や食べ物の中から気に入った物を選びたいという思いがある。目の前にある洋服や食べ物の中から気に入った物を選びたいという思いがある。	体験利用を通じて、グループホームの生活を体験し、今の施設での生活と比べて生活することが本人の意思なのか決めることができる。	①グループホームの体験利用についてBさんに分かりやすい方法で説明する。 ②施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。 ③体験時の様子について記録する。 ④グループホーム体験利用後、意思決定支援会議を開催して本人の意思について確認する。	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームでの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	①相談支援専門員、サービス管理責任者(グループホーム) ②グループホームのサービス管理責任者、生活支援員 ③グループホームの生活支援員 ④本人、成年後見人、相談支援専門員 グループホーム関係者、施設関係者

□サービス等利用内容

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(担当者名・電話)			
1	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか本人が何らかの形で意思を表明できる。	体験利用を通じて、グループホームの生活を体験し、今の施設での生活と比べて生活することが本人の意思なのか決めることができるよう意思決定支援を行う。	1ヶ月後	共同生活援助(体験利用) 30日	グループホーム〇〇	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	1ヶ月後	生活の中で本人の様子、特に表情などについて詳細に記録し、本人の生活への希望を確認する。施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。
2								
3								

# 地域に開かれた社会福祉施設等の 防犯・安全確保に関する ハンドブック





## はじめに

平成28年7月に、神奈川県の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。これを受けて、平成28年9月に厚生労働省から「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(通知)」が発出されました。この通知では、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと安全確保との両立を図るべく、社会福祉施設等と自治体に向け、「社会福祉施設等における点検項目」が提示されました。

同通知の発出後、防犯に係る安全確保体制を確立しつつ、地域に開かれた社会福祉施設等の両立を図るため、平成28年度にまずは各市区町村および社会福祉施設等の防犯に係る取組みの実態を調査しました。この結果、全般的に一定の防犯対策が取られていることが確認できましたが、地域の関係者との連携体制構築ではまだ取組みが進んでいないことが分かりました。また、「地域に開かれた」施設という理念と、「防犯」をどのように実現していくかは難しい課題であることも改めて認識しました。

同調査を踏まえ、防犯に係る取組みのために一体何ができるのかを考えました。一口に社会福祉施設といっても、高齢者施設、障害者施設、児童施設など、その種類はさまざまであり、利用者の違い、地域の違い、施設規模の違い等により、防犯に取り組む上での視点や方法は一様ではありません。検討した結果、様々な施設で実際に取組まれている事例を紹介することが皆さんのお役立ちになるのではないかと考えました。

本ハンドブックは、上の調査を踏まえて対象となる社会福祉施設の方々などにヒアリングを行い、防犯に係る取組みの好事例を収集して、とりまとめたものです。また参考資料として、防犯に係る取組みに関するチェックリストや不審者侵入時の対応フローの例を掲載いたしました。本ハンドブックが、社会福祉施設の防犯に係る取組みにおいて参考としてご活用いただけましたら幸いです。

なお、本ハンドブックの作成にあたり、本文記載の各社会福祉施設および自治体の方々から多大なご協力をいただきました。

この場を借りて厚く御礼申し上げます。

平成30年3月  
株式会社インターリスク総研

# 目次

はじめに	2
1. 取組みの全体像	5
① 社会福祉施設等における犯罪と防犯環境	5
② 社会福祉施設等の防犯対策における実態と課題	6
③ 社会福祉施設等の防犯に係る取組み	8
2. ハンドブックの使い方	9
3. ご協力いただいた施設・自治体について	10
本編	12
1. 日常の対応	13
(1) 所内体制と職員の共通理解	13
ケース1 来訪者に配慮しつつ動線管理を実施	13
ケース2 毎日のミーティングと議事録作成で職員の共通理解を醸成	15
ケース3 様々な社会福祉施設等の参加者がグループワークを通じて不審者対応を意見交換	16
ケース4 緊急時の対応に備え、防犯マニュアルを見直し	17
ケース5 施設向けの防犯マニュアル作成指針等を自治体が作成・紹介し、マニュアル整備を促進	19
(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携	20
ケース6 地域の住民との日頃の交流で関係構築 防犯情報の提供にもつながる	20
(3) 施設等と利用者の家族の取組み	21
(4) 地域との共同による防犯意識の醸成	22
ケース7 ボランティアを受け入れ、地域貢献活動を通じて開かれた施設を目指す	22
ケース8 地域住民(町内会)と一体となった防災・防犯に係る取組み	23



(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保 .....	25
<b>ケース9</b> カメラ、センサー、照明等で敷地内の動きを察知 利用者、家族、職員の安心感を高める...	25
<b>ケース10</b> 動線を考慮したカメラの設置と施錠管理 .....	27
(6) その他 .....	28
<b>ケース11</b> 入所施設における夜間防犯の課題と取組みの方向性 .....	28
<b>ケース12</b> 平時の利用者・利用者家族・職員等との関係性構築を通じた防犯対策 .....	29

<b>2. 緊急時の対応</b> .....	31
(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒態勢 .....	31
<b>ケース13</b> 自治体の情報配信メールに登録し、不審者情報を受領 .....	31
(2) 不審者が立ち上がった場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等 .....	32
<b>ケース14</b> 事前予告なしで不審者対応訓練を実施 緊急対応の実効性を高める .....	32

## 参考資料編 .....

1. 防犯に係る取組みチェックリスト *日常、緊急時の対応 .....	35
2. 不審者侵入への緊急対応フロー *緊急時の対応 .....	40
3. 厚生労働省「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(通知)」 平成28年9月 .....	41

# 1. 取組みの全体像

## ① 社会福祉施設等における犯罪と防犯環境

### 想定される犯罪

一般的に、住居では窃盗など身近な生活犯罪をはじめとして、強盗や殺傷などの犯罪が発生する可能性があり、社会福祉施設等でも同様の犯罪が想定されます。また、社会福祉施設等では、犯罪にいたらないものも含めて利用者の家族や職員（元職員含む）によるトラブルが生じることも考えられます（利用者を引き戻そうとする家族、施設に不満を持つ職員など）。

身近な生活犯罪	・侵入窃盗 ・乗り物盗・車上狙い ・いたづら ・性犯罪・覗き
凶悪な犯罪	・侵入強盗 ・殺傷目的の押し込み
その他	・家族、職員（元職員）などのトラブル

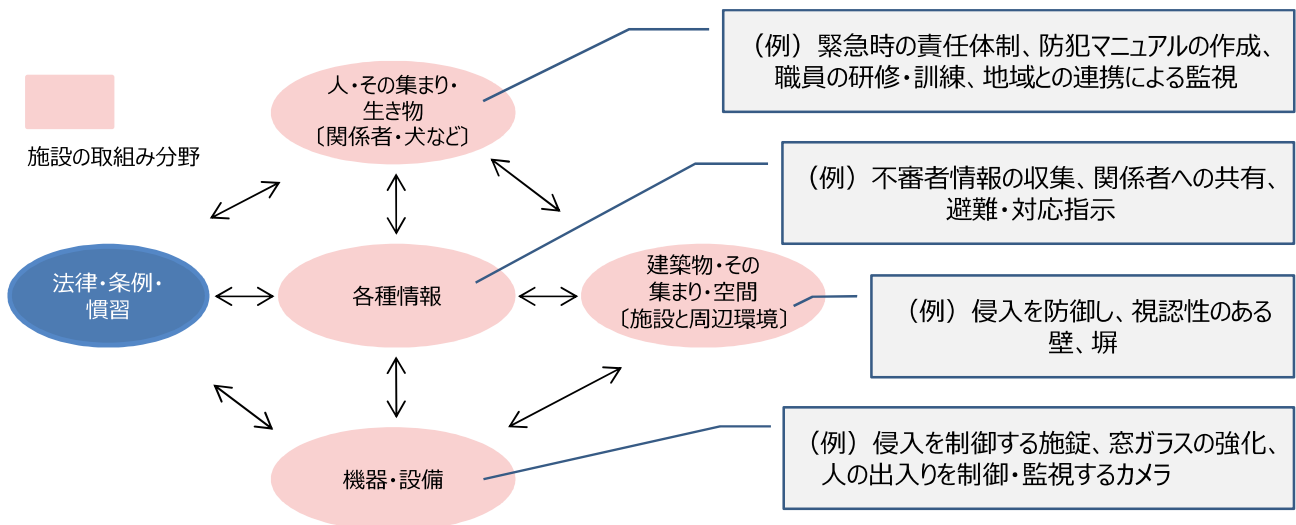
<社会福祉施設等で想定される犯罪(例)>

(出典:清永他「防犯環境設計の基礎」(2010年)彰国社、を参考にインターリスク総研にて一部加筆)

### 防犯環境づくり

防犯のための環境(防犯環境)づくりに向けて、個々の施設では機器・設備の整備などのハード面のみでなく、不審者に関する情報の収集や人の教育、地域と連携した防犯などソフト面の対策が必要となります。

また、自治体は防犯のためのまちづくりとして、法律・条例等の策定(含む補助金支援の制度整備)や防犯に関する情報提供を通じて、これら施設の取組みを支援することが求められます。



<防犯環境を実現する5つの分野>

(出典:清永他「防犯環境設計の基礎」(2010年)彰国社、を参考にインターリスク総研にて一部加筆)

## ② 社会福祉施設等の防犯対策における実態と課題

### 防犯取組みの実態

平成28年度に社会福祉施設等を対象として実施されたアンケート調査\*では、全般的になんらかの防犯対策が取られていることが確認できましたが、地域の関係者との連携体制構築ではまだ取組みが進んでいないことがわかりました。今後、防犯対策をさらに促進するための施設内の取組みとともに、地域住民、地域組織、近隣の社会福祉施設等との情報共有の仕組み、警察など関係機関との連携などがさらに強化されることが期待されます。

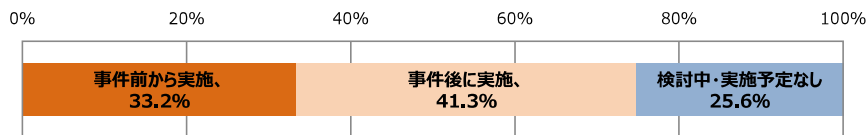
\*「平成28年度厚生労働省社会福祉推進事業 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策の実態調査」(株)インターリスク総研

### アンケート結果 (概要)

#### ①職員への教育・周知

様々なリスクに関する職員の共通理解の醸成については、約7割が実施している。

※相模原事件以前からは約3割、事件後は約4割。



#### ②施設内での安全確保の体制構築等 (ソフト面)

→ 概ね全ての施設で状況に応じて実施

(ア) いずれかの体制構築を実施している。(99%)

職員の緊急連絡先の整備、利用者・家族の連絡先の整備、各連絡先の施設内共有、安全確保に関する責任者の指定、防犯に関するマニュアルの策定

(イ) いずれかの取組を実施している。(99%)

避難経路や避難場所の確認、外部からの出入りの確認、外部からの出入りの制限、施設や施設外活動場所の危険箇所の把握、利用者・家族に対する情報提供、利用者・職員とそれ以外の人の区別

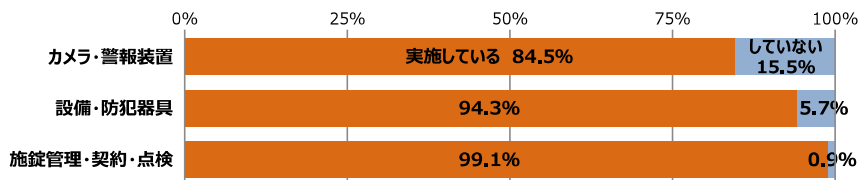
#### ③施設設備・警備面における安全確保 (ハード面)

→ 概ね全ての施設で状況に応じて実施

(ア) カメラ、警報装置の設置 (85%)

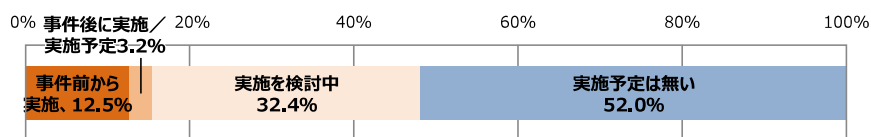
(イ) 防犯ベル等の設備、防犯用具の確保 (94%)

(ウ) 施錠管理、警備会社等との契約、設備の点検 (99%)



#### ④関係者との連携体制

地域住民と共同した防犯に向けた取組みに関しては、「構築方法がわからない」、「過疎地で高齢者が多いことから防犯体制の構築が困難」などの理由から実施予定は無いとする回答が約半数、残り半数実施または実施を検討中と回答。



(出典:「平成28年度厚生労働省社会福祉推進事業 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策の実態調査」(株)インターリスク総研)

## 防犯と開かれた施設との両立

- これまで多くの社会福祉施設等では、地域の人々に施設と利用者を知ってもらうため様々なイベントを開催したり、地域の行事に積極的に参加したりと「開かれた施設」を目指した取組みをしてきました。
- 施設が社会から孤立することで、施設の活動への理解・協力が得られないばかりか、施設や利用者への偏見や敵意を生み出すおそれもあるからです。
- これについて、防犯強化が「開かれた施設」を阻害するのではないかと懸念する施設の方の声も聞かれます。
- しかしながら、防犯の強化は必ずしも「開かれた施設」を阻害するものでもありません。これらを両立するために来訪者を妨げない範囲で防犯体制を強化することは可能であり、そのためにはハード面はもとより、日常からの心がけや、緊急時の対応の備えに向けた人づくりなどソフト面の対策強化が特に重要となります。
- 現在、厚生労働省は「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを進めており、これは、地域住民が地域における課題を他人事としてではなく「我が事」ととらえて地域の福祉に貢献すること、また、地域の施設や様々な機関が自治体と連携・協力して、高齢者、障害者、児童などの分野が縦割りではなく、分け隔てなく「丸ごと」福祉サービスを提供するまちづくりを目指すものです。
- これらの考えによる取組みが浸透していけば、情報共有や協働などの地域連携を進めていくことが、地域の福祉力の強化、さらには、施設の防犯・安全確保の強化にもつながります。そのため、防犯対策という観点からも、地域に開かれた施設を目指して取組みを継続していくことが極めて重要です。

### コラム

## 防犯・安全確保の基盤となる地域力(地域共生社会の実現)の考え方

- 地域社会は、少子高齢・人口減少社会が進展する中で、自治会・町内会の加入率は減少し続け、地域で課題を解決していくという地域力、あるいはお互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力が脆弱になりつつあります。
- 「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する」としています。
- 日常の活動を通じた関係づくりなど参加や協働の機会を増やしていく取組み、自立生活が可能となるような取組みを通じて、地域の中で重層的なセーフティネットを構築することができます。

### \*地域共生社会に向けた地域づくりを促進するための取組み

厚生労働省「地域力強化検討会」の「最終とりまとめ」は以下の取組みを提言しています。

- 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを行う機能
- 身近な圏域で「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえずの丸ごと」を受け止める場
- 市町村域や広域での包括的な相談支援体制

### ③ 社会福祉施設等の防犯に係る取組み

厚生労働省のガイドライン\*では、社会福祉施設等が防犯のために普段から行うこと、また緊急時に備えて行うことを示しています(詳細は参考資料3. 41ページ参照)。本書ではこれらの項目を参考にしつつ、社会福祉施設等に必要な防犯対策の具体的な事例を紹介いたします。

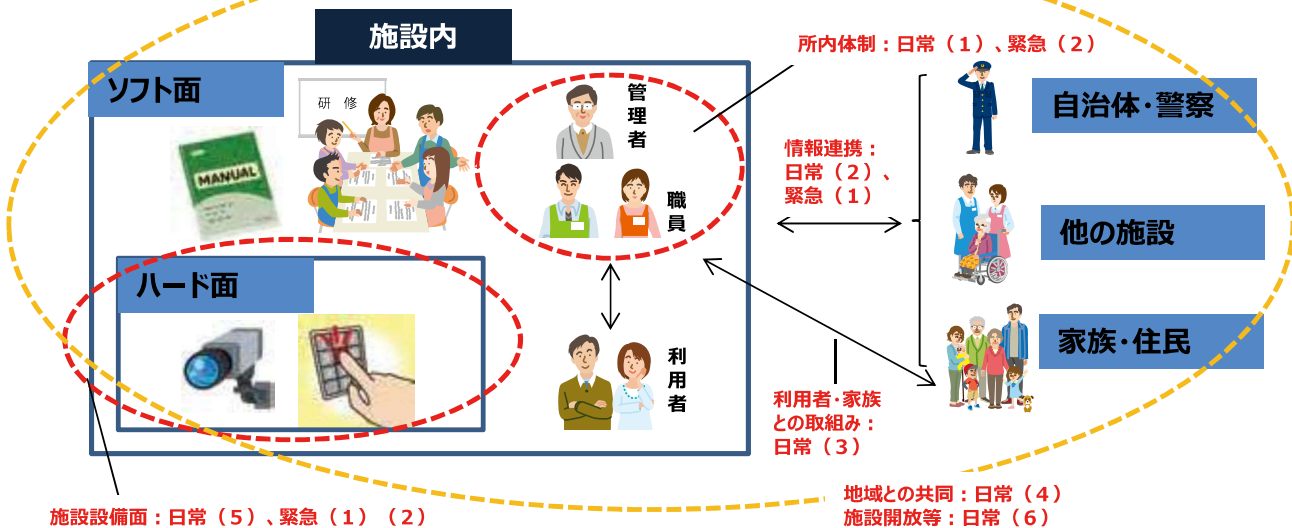
\*「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(通知)」(平成28年9月)厚生労働省

#### 社会福祉施設等に求められる防犯対策の枠組み

	日常の対応 (普段から行うこと)	緊急時の対応 (いざというときに行うこと)
<b>ソフト面</b> (①一人ひとりの存在を知ってもらうために取組むことや、②情報連携や安全確保のための手順やルールを決めること)	<b>①一人ひとりの存在を知ってもらうために取組むこと(及びその際の防犯体制)</b> (4) 地域との共同による防犯意識の醸成 (6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保 *注:(6)は本編の事例紹介では割愛	(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒態勢 (2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等
	<b>②情報連携や安全確保のための手順やルールを決めること</b> (1) 所内体制と職員の共通理解 (2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携 (3) 施設等と利用者の家族の取組み	
<b>ハード面</b> (一人ひとりを守るために考えられる設備面の取組み)	(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保	

1 取組みの全体像

図：社会福祉施設等に求められる防犯対策の枠組み



施設設備面：日常（5）、緊急（1）（2）

地域との共同：日常（4）  
施設開放等：日常（6）

## 2. ハンドブックの使い方

### 防犯取組み事例

種類と規模の異なる様々な社会福祉施設の取組み事例を掲載しました。保育園から高齢者施設まで、利用者が10人程度の小規模施設から、100人を超える大規模施設まで含まれています。

また平成28年9月の厚生労働省による「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」を参考に所内体制と職員の共通理解や、地域との協同による防犯意識の醸成などテーマごとに取組み事例を記載しました。また、各事例紹介の最後には、「活用方法」として同取組みを皆さんの施設で利用される際のポイントを解説しています。

皆さんの施設の事情に共通する事例を参照し、活用していただければ幸いです。

### 防犯取組みチェックリスト

施設で日常及び緊急時に行うべき防犯取組み・対応の一覧を示しています。各施設の防犯体制の現状を確認する場合などにご使用ください。なお、本チェックリストはあくまで一例であり、施設の種類や規模によっては該当しない事項なども含まれている場合があります。自身の施設に合わせて、独自のチェックリストを作成するなど、適宜ご活用いただければ幸いです。

### 不審者侵入への緊急対応フロー

不審者が施設に侵入した場合に、どのような判断を行い、その結果どのような行動をすべきかについて緊急対応をフローで示しています。各施設の防犯体制の現状を確認する場合などにご使用ください。なお、本チェックリストはあくまで一例であり、施設の種類や規模によっては該当しない事項なども含まれている場合があります。自身の施設に合わせて、独自のフローを作成するなど、適宜ご活用いただければ幸いです。

### 継続的な改善の取組みを推奨

既に皆さん十分にご承知のことと思いますが、これらの防犯取組みの導入には資金などの面で様々な制約があり、理想的な防犯体制を短期間で構築するのは容易ではない場合もあるかと思えます。しかし取組み事例には、防犯設備の導入だけでなく、不審者情報の共有や緊急時の役割の明確化など、比較的制約は少ないですが、大きな効果のあるものも含まれています。

まずは皆さんの施設の種類・規模、その他事情を踏まえて、中長期的な目標を立てながら、可能なところから実行していただければ幸いです。また、毎年実行した内容を振り返って、次年度の計画を立てるといった段階的な手続きを踏んで、防犯取組み強化を推進されていくよう推奨いたします。

### 3. ご協力いただいた施設・自治体について

本ハンドブック作成にあたり、以下の施設・自治体の皆さまにご協力いただきました。

\*以下本編での掲載順に記載させていただいております

種別	法人名・施設名 (所在地)	概要	掲載
障害	社会福祉法人啓仁会 天草整肢園 苓龍苑 天草更生園 (熊本県天草郡苓北町)	天草整肢園：生活介護、施設入所支援(定員各50名) 苓龍苑：生活介護、施設入所支援(定員各40名) 短期入所(定員3名) 天草更生園：生活介護、施設入所支援(定員各60名) 就労継続支援A型(定員10名) 就労継続支援B型(定員40名) 共同生活援助事業(定員20名) 職員：116名(パート含む)	ケース1 ケース9
	特定非営利活動法人おひさまの会 生活介護事業所おひさま (愛知県西尾市)	生活介護(定員：20名) 日中一時支援(定員：10名) 職員：4名、パート：7名	ケース2 ケース6
	自治体 西尾市健康福祉部福祉課	—	ケース3
	高齢	社会福祉法人六親会 特別養護老人ホームプレーゲ船橋 養護老人ホーム豊寿園 (千葉県船橋市)	プレーゲ船橋(入所：90名、ショートステイ：10名) 豊寿園(52床) 職員：約60名(両施設合算)
自治体	長崎県福祉保健部障害福祉課	—	ケース5
自治体	長崎市福祉部障害福祉課	—	ケース5
障害	社会福祉法人滋賀県障害児協会 湖南ホームタウン (滋賀県守山市)	生活介護(定員：40名) 施設入所支援(定員：40名) 短期入所(福祉型定員：7名、医療型定員：2名) 職員：86名(パート等含む)	ケース7
障害	社会福祉法人旭川荘 (岡山県岡山市)	約85の事業所・施設を運営 最大規模：療育医療センター400床、職員400名程度 その他入所施設：60～100床、職員ほぼ同数	ケース8
高齢	社会福祉法人旭生会 旭ヶ丘園 (鹿児島県鹿児島市)	特別養護老人ホーム(入所：80名、ショートステイ：14名) ケアハウス(30名)、デイサービス(40名)、居宅介護支援 事業所、訪問介護、訪問看護、定期巡回型随時対応型訪 問介護看護、有料老人ホーム、デイサービス(地域密着型)、 児童発達支援事業所 職員：165名	ケース12
児童	社会福祉法人たんぽぽ たちばら保育園 (島根県雲南市)	認可保育所(定員：30名)	ケース14

3 ご協力いただいた施設・自治体について





# 本 編

日常の対応

緊急時の対応

## (1) 所内体制と職員の共通理解

- 防犯取組みとしてまずは、防犯・安全確保の責任者を任命するなど組織的な対応を決めておくことが望まれます。
- その上で、人の出入りの管理、立ち入り領域の管理、施錠管理、避難経路、緊急連絡網などの運用ルールを決めて適切に行います。【ケース1】では外部からの来訪者への声かけなどの出入りの管理を行っているケースを紹介します。
- また、ルールを決めるだけでなく、ルールが徹底されるよう防犯に関する職員の意識と知識の向上も望まれます。【ケース2】では、毎日のミーティング実施と議事録として記録を残すことで、参加していなかった職員にも話し合われた情報を共有することができている事例を紹介します。
- 防犯情報の共有・意識と知識の向上とともに、必要なことは職員へ防犯に関する研修・訓練を実施することです。【ケース3】では、自治体が主導して複数の事業者の関係者が一堂に会して、グループワークを通じて防犯に対する意見交換を行っている事例を紹介します。
- 【ケース4】【ケース5】では、防犯マニュアルの改善を行った事例、マニュアル作成の促進のため、自治体でマニュアル作成の指針等を作成した事例を紹介します。



### ケース 1 来訪者に配慮しつつ 動線管理を実施

◆取組主体 社会福祉法人啓仁会 障害者支援施設 天草整肢園、苓龍苑、天草更生園（障害）

#### 取組概要

### 来訪者に過度のプレッシャーを与えず動線を管理

- 職員による訪問者への声かけ、訪問者の受付実施、訪問者の活動範囲を制限する依頼文書など、訪問者へ過度のプレッシャーを与えないような方法で、動線管理を行い、不審者の侵入を防いでいる。

対 策	概 要
声かけ	来訪者には積極的に声をかける。
受付の実施	面会者については事務所で受付表に記入を依頼する。 飛び込みの業者など、顔見知りではない方に対しては事務所で全て対応し、施設内へ立ち入らせない。
声かけの 依頼文書	建物の出入口には「事務所に声をかけてください」という依頼文書を掲示している。 居室エリアに向かう廊下には「家族と関係者のみ立ち入り可」という立札を設置している。
施設主催の イベント対応	外部の不特定多数の人が来場する施設内イベントなどの場合、参加者全員に目が届くように会場内の職員配置をしている。

## 取組特徴

### 開かれた施設への配慮

#### 工夫した点

- 不審者の侵入を防ぐといっても、実際には誰が「不審者」に該当するのか判断は容易ではない。例え顔見知りでも利用者の家族である可能性もあるため、早い段階から積極的に不審者扱いした対応はできない。そのため、顔見知りでない場合は失礼のないよう配慮し、声をかけるようにしている。なお、夜間であれば外部からの侵入者は基本的には全員不審者であると判断できるため、迅速に不審者対応をするよう心掛けている。

## 活用方法

### 来訪者との関係づくりに向けて

- 訪問者への声かけを意識的に行えるようどのように声かけするか、どのように不審な点を見分けるか、そしてもし相手が不審な行動をとった場合にどう対応するか、予め手順を明確にした上で、職員に対して教育を行う。

## ケース 2

## 毎日のミーティングと議事録作成で 職員の共通理解を醸成

◆取組主体 特定非営利活動法人おひさまの会（障害）

### 取組概要

#### 職員間の情報共有を毎日行い共通認識の醸成

- 毎日30分～1時間、職員4名でその日の振り返りとより良い支援を目指してミーティングを実施し、議事録を作成している。パート職員には議事録を確認してもらい、特別な事柄は口頭でも伝達して情報共有している。
- 所管する愛知県西尾市が作成している危機管理ガイドラインについて、緊急時の対応フローなど必要に応じて確認するようにしている。今のところ緊急時対応を実施したことはないが、全職員に徹底している。
- ヒヤリハット報告書の記載においては、通常は事故に関することが多くなるが、不審者に関するヒヤリハットも記載対象としている。

### 取組特徴

#### 普段からのコミュニケーションが理解・意識の向上につながる

##### 成果・効果

- おひさまの会では職員数も少ないことから、ミーティングだけでなく、日頃から口頭による情報共有・連携が図られている。このような活動を通じて、特に防犯マニュアルを作成していないものの、不審者侵入時の対応方法や避難ルートなど、書面に記載しなくても全員が共通して理解することができている。

##### 今後の課題

- 平成28年に神奈川県障害者支援施設で発生した事件を受けて新たな対策を検討する事業所もあるが、おひさまの会ではこれまでに実施してきた対応事項を主体とし、そこに防犯に関する視点も意識して対応していく方針としている。
- 職員の理解・意識向上、円滑なコミュニケーションは職員自身の健康状態が保たれてのこと。今後は、感情のコントロールの仕方を学ぶ「アンガーマネジメント研修」など、職員自身が心身共に健康でいられるような配慮も必要と感じている。職員個人がストレスをためないようにすることで、業務に対する不満や、虐待防止にもつながると考えている。不満を抱いたまま退職するようなことがないよう、職員にも配慮した取組みが必要と考えている。

### 活用方法

#### 日々の情報共有

- 日々行われる業務上のミーティングの中で、利用者の状況や必要な対処方法などとともに、普段から防犯体制や必要な対策について話し合いを行い、その記録を残し、関係する職員等が常に閲覧できるような仕組み作りを目指す。
- また、日々の業務におけるコミュニケーションを促進して、防犯に関する理解・意識の向上をはかる。

## ケース 3

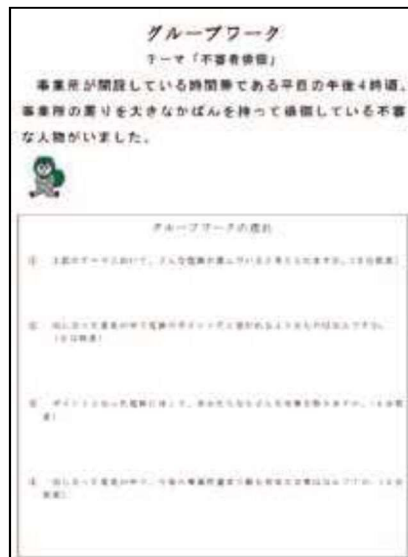
# 様々な社会福祉施設等の参加者がグループワークを通じて不審者対応を意見交換

◆取組主体 愛知県西尾市健康福祉部福祉課

## 取組概要

### 様々な施設の参加者がグループで意見交換

- 西尾市は事業所向け研修会の一テーマとして「不審者徘徊」をテーマにグループワークを実施。
- 参加者および市の職員含め4～5人で1グループとし、グループごとに事業所周辺で不審者が徘徊している場合の「危険と思うポイント」や「どんな対策をとるべきか」などを検討して、最後にグループごとに発表する流れとした。
- 参加者は事業所のトップから、現場の支援員まで幅広く、各事業所から1～2名、全体で25名程度が参加。



<グループワーク資料>

## 取組特徴

### 防犯という視点から新たな気づき

#### 工夫した点

- 提示したテーマに対する明確な回答を導き出すことが目的ではなく、異なる事業所の職員同士で意見交換することで、色々な気づきを得てもらうことを目的とするために、グループワークという形式での研修とした。

#### 成果・効果

- 市担当者によれば、「これまでは事業所内での事故防止を中心に防止策を検討することが多かったが、防犯対策の検討も必要であるということにも関心が向くようになった」との意見が参加者から聞かれた。また、「グループワークの発表の中で、防犯に関する検討を進める中で防災についても同様に、訓練実施の必要性や警察等との連携が必要」という発表があり、参加者の気づきを促すことができた」との声もあり。

#### 【参加した方の声を直接聞いてみました】

“他事業所の方々とも意見交換ができ、自事業所で実施していない防犯対策などの運用等(さすまたの使用、警備会社のセキュリティ、マニュアルの作成など)に関する有益な情報が得られました。”

## 活用方法

### グループワークの流れ・時間(例)

- テーマの提示(過去例:平日の午後4時ごろ、事務所の周りを大きなかばんを持って徘徊している不審な人物あり)
- 次の項目についてグループで意見交換(各5分程度)  
どんな危険が潜んでいるか、危険のポイントはどこか、危険に対し、自分ならどう対応するか、今後の事業所運営で最も有効な対策は何か
- グループごとに意見交換した内容を発表

## ケース 4

# 緊急時の対応に備え、 防犯マニュアルを見直し

◆取組主体 社会福祉法人六親会 特別養護老人ホームプレーグ船橋/ 養護老人ホーム豊寿園（高齢）

## 取組概要

### 神奈川の事件を契機にマニュアルを見直し

●盗難が多発したことから防犯マニュアルを作成したが、事件発生以降、不審者対応も含めマニュアル全体の見直しを実施した。



<施設外観>

社会福祉法人 六親会		Ver. 1.0
目 次		
社会福祉法人 六親会		
目次		4P
不審者の見分け方		5P
緊急事態に備える役割等様々な方法での対応策		7P
緊急時の対応		7P
対応の重要性		8P
不審者への対応計画		9P
不審者のチェック		11P
方法を定める		11P
陥穽・回避		12P
礼状等の安全を守る		13P
施設設備面における安全の確保		15P
施設内及び外に於ける安全確保の対応		16P
施設の施設状況、健康管理		16P
緊急対応（警報、防犯）		17P

<六親会 防犯マニュアル目次>

社会福祉法人 六親会 Ver. 1.0

緊急時に備える役割等様々な方法での対応策

（1）緊急時の施設設備の役割等を確認しておくこと

【緊急時対応の役割等】

内容	担当職員
施設内巡回・見守り対応	主任介護士
緊急事態への対応	主任介護士
施設設備状況・緊急連絡	主任介護士
施設内巡回・見守り	主任介護士
施設内巡回・見守り	主任介護士

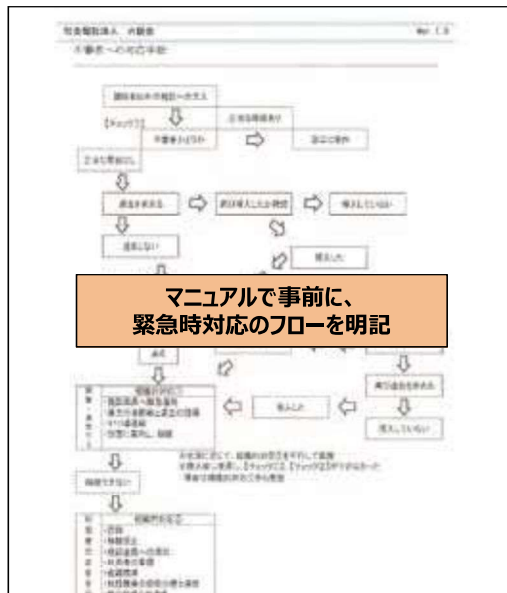
**マニュアルで事前に、  
緊急時の職員の役割を明記**

※ 施設内巡回・見守り等、不審の発生があったとしても対応できなくなる可能性がある。

※ 緊急事態の発生に応じて、事前に定めた役割等に基づき対応を行う。

※ 施設内巡回・見守り等、不審の発生があったとしても対応できなくなる可能性がある。

※ 緊急事態の発生に応じて、事前に定めた役割等に基づき対応を行う。



社会福祉法人 六親会 Ver. 1.0

不審者のチェック

（1）不審者の見分け方

① 服装が清潔でないこと。

② 服装の色や柄が、施設内と異なること。

③ 服装の色や柄が、施設内と異なること。

④ 服装の色や柄が、施設内と異なること。

⑤ 服装の色や柄が、施設内と異なること。

⑥ 服装の色や柄が、施設内と異なること。

⑦ 服装の色や柄が、施設内と異なること。

⑧ 服装の色や柄が、施設内と異なること。

⑨ 服装の色や柄が、施設内と異なること。

⑩ 服装の色や柄が、施設内と異なること。

**不審者を見分けるポイントについても記載**

※ 服装が清潔でないこと。

※ 服装の色や柄が、施設内と異なること。

※ 服装の色や柄が、施設内と異なること。

※ 服装の色や柄が、施設内と異なること。

※ 服装の色や柄が、施設内と異なること。

※ 服装の色や柄が、施設内と異なること。

※ 服装の色や柄が、施設内と異なること。

※ 服装の色や柄が、施設内と異なること。

※ 服装の色や柄が、施設内と異なること。

※ 服装の色や柄が、施設内と異なること。

## 取組特徴

### 厚生労働省の通知を基準に、警察にアドバイスを受け作成

#### 工夫した点

- 基本的には厚生労働省の通知を参考に独自で検討・作成した。一方、実際にどのような対応が必要になるかは、警察と相談しながら作成を進めた。
- 複数のエリアに種類の異なる施設があるが、防犯マニュアルの内容については施設建物の形状が異なり、施錠箇所や施錠方法が同一ではない。そのため、それぞれの施設に合わせた仕組みを検討し、マニュアルを作成している。

#### 苦勞した点・今後の展開

- マニュアルを作成したが、今後の課題は実動訓練などを本格的に実施して職員の意識を向上させていくこと。不審者侵入時には空き部屋に誘導し、その後利用者の避難誘導を実施することとしているが、臨機応変な対応が求められる。まずは、職員の全体会議の場で防犯マニュアルを確認しながら、どういう活動をすべきかについて職員同士で意見交換するなどの研修を実施している。
- 平成28年に神奈川県の障害者支援施設で発生した事件の発生直後は職員の意識も高かったが、時間が経過するなかで薄れてきている。事件では元職員の犯行だったため、法人全体として現職の職員を対象とした人権教育をしっかりと行わなければならないと考えている。
- 人権教育だけでなく、守秘義務の徹底やハラスメントなども含め、あらゆる面から職員育成を進めている。在籍中だけでなく退職後にも問題が発生しないよう職員育成に力を注いでいる。

## 活用方法

### マニュアル作成・導入の流れ(例)

- 厚生労働省の通知を参考に、既存の防災、防犯マニュアル等との関係を整理して記載項目を選択する。
- 警察など専門家の意見を取り入れて、必要に応じ加筆・修正する。
- 職員にマニュアルを開示・説明し、閲覧できるようにする。
- 職員に対して訓練を実施する。

## ケース 5

# 施設向けの防犯マニュアル作成指針等を自治体が作成・紹介し、マニュアル整備を促進

◆取組主体 長崎県障害福祉課/長崎市福祉部障害福祉課

## 取組概要

### 県で防犯マニュアルを作成し、各自治体で普及を促進

- 長崎県として、障害者入所施設向けに防犯マニュアル策定のための指針やマニュアルの雛形、その他関連する様式を作成・公表している。県下の障害者入所施設は必須、グループホームは推奨とし、各施設でマニュアル作成を要請した。施設ごとに状況が異なるため、標準化されたマニュアルを示すのではなく、指針とマニュアルの雛形を示すかたちとしている。
- 長崎市では管下の障害者支援施設に対し、県が公表している防犯マニュアルの指針等を参考に作成するよう指導している。



<防犯マニュアル作成指針>

## 取組特徴

### 防犯マニュアル作成の必要性を改めて認識

#### 経緯・工夫した点

- 平成28年に神奈川県内の障害者支援施設で発生した事件の発生直後、県内の障害者入所施設(45施設)を対象に防犯設備、マニュアル、訓練など防犯の取組み状況について実態調査を実施した。防犯マニュアル作成済みと回答した施設は1~2施設だったため、作成を促す取組みが必要と感じた。
- 各施設で作成する防犯マニュアルの内容は、個別の事情を勘案したものになると思われるが、参考となる資料がなければ取組めないのではないかと考え、県として厚生労働省の「通知」や他自治体の資料を参考に作成例を示すこととした。また、指針策定に際しては他の自治体等が作成したものを参考とした。

#### 成果・効果

- 防犯マニュアルの作成状況は、入所施設45施設のうち40施設で完了を確認している。各施設で防犯マニュアルを作成するにあたり、職員同士で検討を進めることが防犯意識の醸成にもつながるため「作る過程も重要」と伝えている。

## 活用方法

以下のように、マニュアル作成の指針と、マニュアル雛形、関連する様式が示されており、福祉施設でも利用しやすい。

- 防犯対策マニュアル指針(マニュアルの作成手順)
- 緊急時の役割分担(サンプル)
- 防犯対策マニュアル(雛形)
- 不審者対応の流れ(サンプル)
- 防犯設備チェックリスト(様式)
- 緊急連絡の要領(サンプル)
- 緊急連絡網(様式)

★長崎県ホームページでも公開：ホーム>分類で探す>福祉・保健>障がい者>防犯対策マニュアルの策定(<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/shogaisha/bouhan/268060.html>)



## (2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 防犯にかかわらず日頃から、自治体や警察、町内会や地域の防犯協会、近隣の学校や社会福祉施設など、地域団体等と連絡が取れる関係性をもっておくことで、防犯に係る情報も早い段階から取得することができ、施設内での職員周知や施錠管理の徹底など対策を講じることができるようになります。
- 【ケース6】として、地域住民の方々や親の会などと良好な関係構築に努めて、不審者情報なども速やかに入手できる体制ができている事例について紹介します。

### ケース 6

## 地域の住民との日頃の交流で関係構築 防犯情報の提供にもつながる

◆取組主体 特定非営利活動法人おひさまの会（障害）

### 取組概要

### 親しい地域の方々から防犯情報の提供も

- 利用者の生活支援の一環として、ペットボトルや空き缶などのリサイクル作業を行っているが、近隣住民の方が、親切に事業所へ直接持ち込んでくれることが毎日のように行われている。また、近隣の住民の方から農作物などを差し入れてくれることもある。このように、地域の方々と日頃から交流が図られており、顔見知りの関係である。来所時に住民の方から防犯に関わる情報提供を受けることもある。

### 取組特徴

### あいさつなど日頃の心掛けが大切

#### 工夫した点

- 日頃から近隣の方々へのあいさつを欠かさず行うようにし、円滑な地域連携が図れるよう意識している。おひさまの会は地域の方々が会員となっているNPO法人であり、定例会を月に1回開催し、情報交換を行っている。また、会員の方が会員以外の近隣住民の方ともつながっているため、直接の関わりがなくとも、事業所に関する理解が促されていると思う。
- 親の会に参加している方も多く、そのつながりでの連携や情報共有なども行われている。

#### 成果・効果

- 地域の方、職員、利用者がみな顔見知りの関係ができているため、防犯に対する対策にもなっているとおひさまの会では考えている。地域の方々のご理解・ご協力あってこそ、施設の防犯が成り立つ。

## 活用方法

### 日々の交流

- 日々のあいさつやイベントへの参加などを通じて、地域住民と交流をはかり、防犯情報の提供も含め日頃から円滑なコミュニケーションに努める。

## (3) 施設等と利用者の家族の取組み

### 防犯にかかる家族への説明・連絡体制についても再度確認を

- 事故や災害が発生した場合の対応事項などについては、従来より家族へ説明を行っており、また緊急連絡網なども整備されているなど、連絡体制についても構築済の施設・事業所が多いと推察します。
- しかしながら、防犯にかかる施設・事業所の取組みについてはきちんと説明できていない施設・事業所もあるのではないのでしょうか。改めて家族へ説明する機会を設け、連絡体制や連絡手段・避難経路等について改めて確認・共有しておくことで、利用者はもちろん、利用者のご家族においても安心して過ごすことができるようになります。
- ここでは、実際に防犯に関する説明を実施している事例を紹介します。

#### 事例1 保護者説明会で防犯取組みの説明と協力をお願い

(社会福祉法人たんぼぼ たちばら保育園)

- 不審者対応訓練の実施やマニュアルの整備など、保育園として実施している防犯に係る取組みを保護者説明会で説明し、協力を依頼している。
- 説明会では、不審者情報入手・不審者侵入などの緊急事態時には家族の方へも連絡を入れるなど情報共有や注意喚起を行う旨も合わせて説明している。

#### 事例2 施錠時間を周知・徹底して、家族も理解し安心

(社会福祉法人啓仁会 障害者支援施設 天草整肢園、苓龍苑、天草更生園)

- 身体障害のほか、知的障害、精神障害をお持ちの方の受け入れを行っているが、職員が気づかぬうちに外へ出てしまう利用者もいる。
- そうした出歩きへの対応に加えて、防犯上の必要性から、夕方以降や土日祝日は常時施錠を行っている。
- 家族の方などの来訪時にも開錠する手間をかけているが、「出歩きや防犯上の対策として施錠している」と説明してご理解いただいている。
- 家族の方などからは「(施錠していた方が)安心できる」とのお声をいただいている。

## (4) 地域との共同による防犯意識の醸成

- 社会福祉施設は地域住民とともに地域の活動に参加したり、施設内でのイベントに地域の方々が参加するなど、「開かれた施設」を目指し、日々活動されているものと思います。
- 日頃から地域との交流を深めておくことで、「普段見かけない人がいる」「不審な車がある」など、早期発見に繋がります。
- 【ケース7】として、日常的に多くのボランティアの方々を受け入れているとともに、積極的に地域貢献活動に取り組んでいる事例と、【ケース8】として地域の方々と一緒に避難訓練等を実施している事例を紹介します。



### ケース 7

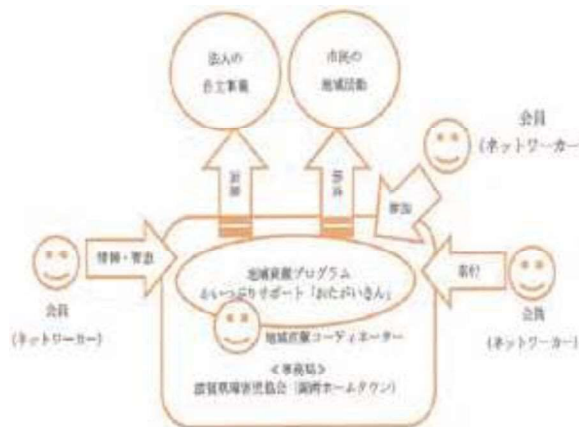
## ボランティアを受け入れ、地域貢献活動を通じて開かれた施設を目指す

◆取組主体 社会福祉法人滋賀県障害児協会 湖南ホームタウン（障害）

### 取組概要

## 施設が中心となり、地域貢献の仕組みを構築

- 同法人の設立趣旨が「福祉のまちづくり」であることから、「おたがいさんネットワーク」と称して地域貢献の仕組みを構築。推進役として、地域貢献コーディネーターを新たに設置し、募金活動や他団体への補助金支援などを通じて、積極的に地域と関係を持っている。
- ボランティアの方を対象とした研修会も施設主催で年1回開催している。昨年は「相模原施設事件を考える」をテーマに開催し、80名程度が参加。
- 同ネットワークの活動について、年1回広報紙を発行し、地域や自治会館などで配布。



＜「おたがいさんネットワーク」イメージ図＞

## 取組特徴

### 地域の団体へ個別ヒアリングし、支援ニーズを掴む

#### 工夫した点

- 地域貢献コーディネーターが市内や近隣地域の課題に取り組んでいるボランティアや市民活動グループ(23団体)へヒアリングを実施。「何をやる団体なのか」「何に困っているか」「どのような支援が必要か」という点について調査した。
- その結果から、ボランティアの方への研修等を行う直接実施事業と、地域課題に取り組む団体へ活動資金助成を行う助成事業が必要であると分かった。

#### 苦勞した点・今後の展開

- 地域の方々との関係性は同ネットワークを通じて作れているが、有事の際には施設近隣の方々の支援が必要であり、不審者侵入時や火災などの災害発生時に利用者避難が必要になった場合、支援がスムーズに受けられるかは不安。
- 人権をテーマにした研修などを実施しているが、参加者は障害者や福祉施設に対して従来より関心や理解のある方が多く、関心や理解が十分ではない一般の方に参加のすそ野を広げることには苦勞している。
- 社会福祉法人の性質上、他団体への金銭的な支援が難しいため、「おたがいさんネットワーク」単体での活動を目指し、より広域での取組みを進めていきたい。

## 活用方法

### 地域貢献活動を推進する役割や部署の設置

- 活動の実行性を担保するため、地域貢献活動を企画・運営する役割や部署を設置するなど体制面に配慮する。
- 県、市区町村の社会福祉協議会や市民交流を目的とした施設と連携しながら、地域の支援ニーズを掴む。
- 地域貢献活動を仕組み化することで、継続的な支援実施とより広域への横展開が可能となる。

## ケース 8 地域住民(町内会)と一体となった 防災・防犯に係る取組み

◆取組主体 社会福祉法人旭川荘(障害)

## 取組概要

### 地域住民と共同する

- 同法人では防災訓練を地域住民と共同して実施。同法人の中には、市から避難所として指定されている施設もあり、発災時には周辺地域の住民も避難してくることになっているため、避難所の見学会や炊き出しの訓練も行っている。

- 施設内でのイベント開催の打ち合わせや町内会の会合などでも、定期的に地域の方々と話し合いの場を持っている。
- 毎年、夏に施設主催の花火大会を開催。利用者を含め5,000人程度が参加し、地域でも有名なイベントとなっている。



<地域からの避難訓練の様子>

## 取組特徴

### 地域住民との接点を増やす

#### 工夫した点

- 同法人では、町内会への定期参加に加え、毎年夏には花火大会を開催するなど、施設や支部がそれぞれ地域社会と普段から交流を行っており、周辺地域の方々も同法人の施設や支部のことに理解を示してくれる関係が築けている。
- そうした日常時の関係性が構築されていることから防災訓練にも多くの方に参加いただき、地域住民と施設職員に加えて利用者も一緒に防災訓練で炊き出しをするなど、周辺地域の方々とのコミュニケーションを図っている。
- 同法人の中には一般避難所だけでなく、福祉避難所としても指定を受けている施設もあることから、町内会の方々や連携し、地域の福祉避難所への避難対象となる方への周知や、避難にあたっての協力体制の構築などを行っている。



<地域住民への避難場所の説明の様子>

## 活用方法

### 地域住民を巻き込んだ訓練実施やイベント運営

- 不審者侵入時や火災・地震等の災害発生時に、状況の的確な把握や施設外への利用者避難等の対応にあたっては、施設周辺に住む地域住民の支援を受けられることが望ましい。
- 防災訓練の協同実施や施設の各種イベントを通じて、利用者・施設職員・地域住民が顔を合わせてコミュニケーションすることで、有事の際にもスムーズな連携ができる。

## (5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 防犯対策と考えた場合、施錠管理や防犯カメラ、防犯ベルなど設備面での対応の強化を想定するのではないのでしょうか。

- 設備対策は費用も掛かる対策であり、施設の特性や規模、運営形態などによって必要となるものも異なってくるはずです。どのような目的で何を導入するのか、【ケース9】【ケース10】を参考にいただき、既に導入している設備の運用方法の改善や、新たに導入を検討する設備やその設置場所など、検討いただくとよいでしょう。



- ただし、設備だけを完璧に揃えるだけでは対策としては不十分です。それらを活用できる職員教育等も重要です。防犯設備を設置して安心してしまわないよう、ご注意ください。

### ケース 9 カメラ、センサー、照明等で敷地内の動きを察知 利用者、家族、職員の安心感を高める

◆取組主体 社会福祉法人啓仁会 障害者支援施設 天草整肢園、苓龍苑、天草更生園（障害）

#### 取組概要

#### 防犯設備の強化

- 以前から、防犯カメラ、防犯センサーを設置していた。利用目的は防犯というより利用者の安全確保のためだった。また、建物の出入口等複数個所に防犯ブザーを設置しており、扉を開けると警報音が鳴る仕組みとしている。
- より防犯対策を強化するため、施設敷地内を照らすためのLEDライトを複数個所に設置し夜間から早朝まで点灯させている。また、出入口施錠時は、職員が外から暗証番号で開錠することができる仕組みになっており、事件発生後は職員の退職の際など適宜変更するルールとした。

設 備	概 要
防犯カメラ	施設外に複数台設置し、出入口等を監視。数週間程度記録が可能
警報ブザー	扉を開けると警報音が鳴る仕組み。その他箇所のセンサーでも動きに反応してブザーが鳴る仕組みで、ブザーが鳴ったら防犯カメラ画像を確認する
出入口施錠	電子ロックで暗証番号により開錠
LEDライト	LEDライトは従来の照明より明るい。夜間でも敷地内を明るく照らしておくことで、不審者の侵入を抑止
常備灯	利用者の全居室に脱着式の常備灯を設置。夜間の不慮のトラブルや災害、停電時等に効果を発揮
非常時一斉メール	非常時に全職員に一斉にメール配信が可能

## 取組特徴

### 設備の工夫でより安心できる施設へ

#### 成果・効果

- 土日祝日は常に入口施錠を実施しており、訪問者はインターフォンで来訪を告げ開錠することになっている。利用者家族の来訪時も同様の対応を行っており手間を掛けさせているが、施錠されている方が安心できるとの声がある。
- LEDライトの導入で夜間に帰宅する職員からは、明るくなり安心できるようになったという声もあり。

## 活用方法

### 設備の使用方法的周知

- 設備を導入したらそれで安心するのではなく、設備の使用方法を理解していること、また設備を通じて異変を察知した時の対応が大切。これらについてルール化、研修・訓練を実施して職員が設備を使用して防犯活動を行える体制を整備する。

## ケース 10

## 動線を考慮したカメラの設置と 施錠管理

◆取組主体 社会福祉法人六親会 特別養護老人ホームプレーグ船橋/ 養護老人ホーム豊寿園（高齢）

### 取組概要

主に、以下のような設備対策を行っている。

設 備	内 容
駐車場ゲート、 建物入口の施錠	毎日、夜間、早朝等、予め決めている時間は施錠している。基本的に夜間に訪問する人はいないため、不審車両などが施設前に停車している場合などは注意している
窓枠下に ロック機能設置	基本的に各居室の窓も全て施錠しているが、認知症利用者の居室では窓枠下にロック機能を設置している。万が一開錠しても15cm程度しか開かず、人の出入りはできない
防犯カメラの設置	建物の出入口や死角になるところにはカメラを設置しており、事務所内で確認できる
電子ロックによる施錠	夜間・早朝など職員が利用する出入口は、暗号による電子ロックを設置し部外者の侵入を防いでいる（暗証番号は定期的に変更）
ユニット出入口の施錠	昼間はユニット間も自由に行き来できるようにしているが、夜間・就寝中はユニットごとに施錠しており、建物出入口から不審者が侵入しても、居室まですぐにはたどり着けない

### 取組特徴

## 外部侵入者を容易に居室まで行かせない、要所を絞った施錠管理

### 工夫した点

- 建物内に不審者が立ち上がった場合でも、入口正面に事務所があり声かけを実施。そこで止められなくても、廊下とユニットの間扉があり、電子ロックキーで開錠する仕組みとなっているため、容易に利用者の居室までは立ち入れないようにしている。

### 苦勞した点・今後の展開

- 職員用の出入口については暗証番号による電子ロックとしているが、職員の入れ替わりが頻繁にあるため、都度変更することが難しい。（現在は定期的に変更）
- 今後、顔認証カメラを設置し、暗証番号ではなく職員の顔認証で開錠する仕組みの導入を検討中。職員の入れ替わりがあってもデータの登録・削除の対応だけで済むため、タイムリーな対応が可能になる。

### 活用方法

## 来所者の目的把握と動線の明確化

- 福祉施設においては、利用者家族の面会、ボランティア、介護実習生の受入れなど、日頃から多数の人の出入りがあり、全員が顔見知りというわけではないため、来所者に対しては職員から積極的に挨拶・声かけをし、来所



の目的を明確にすることで、不要なエリアへの立ち入りを制限できる。

- 利用頻度の低い裏口のような場所については、職員の目につきにくいいため、防犯カメラを設置・監視することで、不審者の徘徊・侵入を把握するとよい。

## (6) その他

- 本ハンドブックは、社会福祉施設の運営や防犯に関する専門家で構成された検討委員会の検討を経て作成を行ってきました(委員会の構成員等は、49ページ参照)。個別のケースについて委員会メンバーで意見交換を繰り返す中で、特に入所施設における夜間の防犯取組みが切迫した課題であるとの認識にいたりしました。
- そのため、これまでのケースはヒアリング結果に基づく個別の社会福祉施設の事例を扱ってきましたが、ここでは敢えて同委員会で整理した夜間防犯に関する考えをお伝えします。

### ケース 11

## 入所施設における夜間防犯の課題と取組みの方向性

### 夜間防犯の課題

#### 夜間防犯の課題

### 夜間の防犯取組みの難しさは「配置職員数の制限」に起因

- 日中の時間帯と比較して、「少数の職員で夜勤を行っていること」や「責任者が不在にすることが多いこと」などを理由に夜間は防犯取組みがさらに困難になる。このように夜間の防犯取組みの難しさは主に「職員配置」に起因していると考えられる。

#### 取組みの方向性

- 夜間防犯の課題に対して、下記のとおり、「限られた職員の対応レベルを上げる(質の向上)」「設備機器の力も借りるなどして限られた職員の対応数量を向上させる(数量の向上)」の両方向で取組みを推進させることが夜間防犯力の向上につながる。

方向性	内容
限られた職員の対応レベルを上げる(質の向上)	①役割の明確化: 「通報役や不審者対応役などの役割決定」や「各役割の対応者の決定」など ②対応事項の明確化: 「通報基準(空振りを恐れず連絡してよい状況のルール化)の決定」や「対応事項のリストアップ(行うべき事項と、行うべきでない事項の列挙)」など
職員の対応数量を向上させる(数量の向上)	③設備機器を導入・活用: 配置職員数を急に増やすことは現実的ではないため、設備機器の導入・活用を軸に検討する。人が少ない夜間帯においては、侵入をいち早く検知し、一刻も早く外部に通報し支援を求めることが被害の拡大防止に極めて重要である。人の目の代わりに防犯センサーや防犯カメラを活用して不審者の認知を早め、警備会社等に自動通報するシステムや、ボタンを押すだけで警察や警備会社に通報できる非常通報装置を活用することで、職員は不審者対応や入居者の避難誘導に徹することができる。

- 多くの入所施設では従来「夜間通用口の限定」や「施錠・戸締り」を中心にした防犯取組みを行っているが、これらの徹底に加えて上記方向性で取組みの検討・推進や、教育・訓練を重ねて実施することで実効性を確保できることが望ましい(教育・訓練受講者で夜勤シフトをくみ上げることが好ましい、難しい場合は少なくとも1名は確保するなど配慮することが望ましい)。
- なお、看取り機能のさらなる推進が求められている特別養護老人ホームでは、看取りに際してご家族や医師・看護師等の往訪に備えて夜間帯であっても開錠しておくことがあり、配置職員数の制限からその都度施錠を行うなどの対応は難しい状況がある(夜間の看取りに対応するため開錠している際には、平時は消灯している玄関周辺の照明が点灯されていることで防犯効果はあるだろうが、一定留意しておく必要もあるだろう)。

## ケース 12

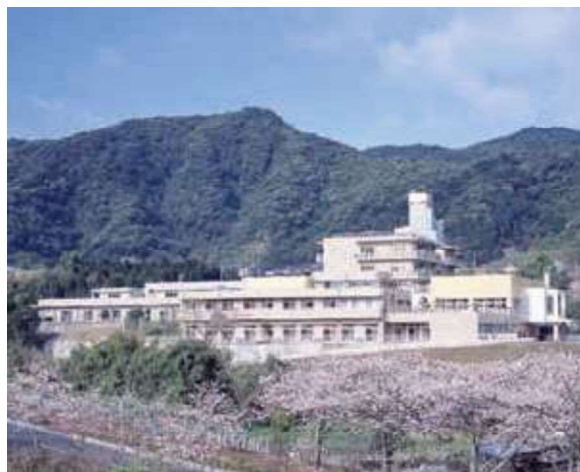
## 平時の利用者・利用者家族・職員等との 関係性構築を通じた防犯対策

◆取組主体 社会福祉法人旭生会 旭ヶ丘園 (高齢)

### 取組概要

### 福祉施設におけるトラブルの多くは「平時の関係性に起因」と整理

- 法人理念【尊厳に立つ】とは「先ず初めに働く職員の尊厳を大切にします。尊厳を大切にされた職員の手の先顔の先から流れ出るケアは慈しみに満ち、自ずと利用者の尊厳を大切にするでしょう」という意味であり、職員・利用者・ご家族様がみな「自身が大切にされている」と感じられるように留意している。
- 組織風土の中に「対話の文化」を醸成している。
- 「組織に大切にされているという感覚」があれば、相互の関係性は自ずと良いものになって行く(関係性に於ける良循環)。結果的に無用なトラブルは発生せず、何よりの防犯対策になると信じている。



<施設外観>

### 取組特徴

### 「対話の文化」を何より重視

#### 工夫した点

- 何事もトップダウンで決めるのではなく、お互い「腑に落ちて」行動できるように、日常の中に「対話の文化」を重んじている。
- 組織編成に於いても、現場をよく知る中核職員の意見に耳を傾け、単に学歴・資格・経験等にとらわれることなく、人格・識見・可能性・適性を重んじた人事を行っている。
- 「組織に大切にされている」という感覚は組織への信頼感に繋がり、職員が伸び伸びと自主性を持って活躍出来る「場づくり」に努めている。

## 成 果

- 「自ら考え行動する」には、その根拠となる教養・知識・経験を積まなければならないことに職員は気づき、積極的に学び行動するようになった。
- 職場や現場に穏やかで信頼に満ちた空気が流れるようになった。
- 「職員間の関係性の向上」は「ケアの質の向上」に繋がり、結果的に入院日数が激減し(取組前1,180日/年→平成26・27年度119日/年まで減少)、事故も減った。
- 看取り率も直近5ヶ年で100%を達成し、看取り後、全てのご家族様から「最期をこのような素晴らしい施設で過ごさせて頂いたことが何よりの親孝行でした。『感謝』の気持ちでいっぱいです。」と言って頂けるようになった。
- 問題や課題は常にある。だが、職員間のトラブル、組織と利用者・利用者家族間のトラブルなど、「トラブルに発展するケース」はほとんど無い。

## コラム

### 理事長の防犯取組みに係る考え

◆取組主体 社会福祉法人旭生会 旭ヶ丘園

- 福祉施設で発生する事故や苦情に際して、トラブルに発展するケースの多くは「平時の関係性の希薄さ・脆弱さ」に起因すると考える。
- 防犯カメラや門扉など、最低限の防犯対策は必要であるも、過度な対策はかえって「利用者家族が面会しづらい」「利用者・職員が監視されてるように感じる」といった印象を与えて「平時の関係性を阻害」させてしまうのではなからうかと考える。

※上記コラムは社会福祉法人旭生会理事長のお考えとしてご紹介しています。

防犯カメラの設置については、防犯だけでなく虐待防止の観点でも利用者・職員を守ることができる設備でもあります。設置にあたっては、利用者や職員とも相談の上、設置台数、設置場所等を検討することが望まれます。

## コラム

### ボランティア、家族など外部の目が犯罪を抑止

◆取組主体 社会福祉法人滋賀県障害児協会 湖南ホームタウン

同施設では年間延べ1,300人程度のボランティアを施設に迎え入れている。  
また、利用者家族も頻繁に訪問があるため、常に施設には外部の目があることになる。  
このように外部の目が入ることで、利用者にとっては見守りの目が増えることになり、一方で介護職員にとっては「常に自分は見られている」との良い緊張感が芽生え、虐待など不適切な支援や犯罪発生の抑止力となっている。

施設規模や立地にもよるが「地域へ開かれた施設」を目指していくことで、監視の目が行き届き、防犯にも繋がっていくと考える。



## (1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒態勢

● 普段からの防犯のこころがけは大切ですが、緊急時にいかに早く不審者などの必要な情報を入手し、具体的にどのように関係者に連絡するか職員の皆さんが十分に認識しておく必要があります。**【ケース13】**では自治体の提供する不審者情報などのメール配信サービスを利用している事例を紹介します。

不審者情報  
メール



### ケース 13

## 自治体の情報配信メールに登録し、不審者情報を受領

◆ **取組主体** 社会福祉法人六親会 特別養護老人ホームプレーグ船橋/ 養護老人ホーム豊寿園（高齢）

### 取組概要

#### 登録するだけでくらしの安全・安心情報を受領

- 同施設の所在する船橋市では、地域で不審者が発生したときに注意喚起メールが発信される「安心・安全メール」という仕組みがあり、施設として登録・利用している\*。
- ※ 厚生労働省の「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(通知)」(平成28年9月)では、都道府県・市町村においても、社会福祉施設等と関係者間の連携体制の構築や、不審者の情報が入った場合の社会福祉施設等への情報提供に留意するよう求めている。
- これまでに不審者が侵入し対応したようなケースはなく、110番通報したこともないが、もしそのような事態になればマニュアルに記載の連絡網に従って、適宜関係者に共有するとともに、必要に応じ通報することとなっている。
- なお、これらの情報配信については、誰でも登録でき、メールによる情報提供サービス自体は無料である。また、登録すると、不審者情報のみでなく火災などの対応にも必要な情報を適宜受領することができる。

分野	内容
くらしの安心・安全情報	1. 防犯情報(不審者情報や犯罪情報など) 2. 交通安全情報 3. 行方不明者情報 4. 消費生活情報(消費者被害等に関する情報など)
ふなばし火災・救急情報	火災や規模の大きな救急・救助事故の情報
ふなばし光化学スモッグ・PM2.5情報	光化学スモッグ注意報等の発令と解除情報及びPM2.5高濃度時の注意喚起と濃度改善情報

(出典:船橋市ホームページ <http://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/kouhou/006/p009042.html>)

## 取組特徴

### 訓練等を通じた意識向上が大切

#### 苦労した点・今後の展開

- 施設では防犯に関するマニュアルを作成したが、今後の課題は実動訓練などを本格的に実施して職員の意識を向上させていくこと。不審者侵入時には空き部屋に誘導し、その後利用者の避難誘導を実施することとしているが、臨機応変な対応が求められる。まずは、職員の全体会議の場で防犯マニュアルを確認しながら、どのような活動をすべきかについて職員同士で意見交換するなどの研修を実施している。

## 活用方法

### 実践的な訓練

- 実際に不審者が施設付近に出現したという状況を想定して、不審者情報に関する連絡網がきちんと回るか、警察への通報ができるか、訓練を定期的 to 実施する。可能であれば、警察の協力を求める。

## (2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 緊急時には関係者に連絡することも重要ですが、不審者による加害行為をさけるため利用者を避難したり、不審者と対峙してしまった場合などのとっさの対応についても、職員の皆さんが十分に習得しておくことが必要です。【ケース14】では、不審者が出現した際の対応に関する訓練を事前通告なく行う、実践的な訓練について紹介します。

### ケース 14

## 事前予告なしで不審者対応訓練を実施 緊急対応の実効性を高める

◆取組主体 社会福祉法人たんぽぽ たちばら保育園（児童）

## 取組概要

### 事前予告なしで不審者対応訓練実施

- 同法人では毎年1回警察や「子ども110番の家」<sup>\*</sup>にも協力を仰いで不審者対応訓練を実施。内容は下記「活用方法」参照。
- 職員や「子ども110番の家」には実施日を伝えず、抜き打ちで実施している。

<sup>\*</sup>一般的に「子ども110番の家」とは、子ども達が危険に遭遇したり、困りごとがあるとき安心して立ち寄れる民間協力による避難場所。  
本ケースの場合は、110番の家の支援者が特別に駆けつけてくれる。



<施設外観(正面入口)>

## 取組特徴

### 予定調和ではなく実効性のある対応を

#### 工夫した点

- 当初訓練日を事前通達したところ、職員が予め所定の位置についたり、マニュアルを参照していたりと、突発的に発生する事件に対して的確に対応できるか、その実効性に疑問を持った。
- そこで、職員には訓練日を伝えず、抜き打ちで実施するように変更した。
- 散歩中や園庭遊び中に訓練が始まることもあり、様々な場面で不審者に遭遇した場合の対応事項・動き方(侵入阻止のための戸締り、通報など)がシミュレーションできている。具体的な企画については警察が検討してくれる。

#### 苦勞した点・今後の展開

- 普段の業務では不審者を見分けるのが難しい場面がある。例えば、散歩中に見知らぬ方から「子供の写真を撮ってプレゼントしたい」といった申し出を受け、厚意と受け止めるか、謝絶すべきかとっさに判断できず、対応に苦勞した。
- 訓練を継続することで基本的な事項は対応できるようになってきているが、通報時に警察から何を尋ねられるか学んだり、緊急時対応に係るオペレーション上の気づきが得られたりするため、職員にとって貴重な経験となっている。

## その他

### 警察に連携を依頼

- 警察では小学校などでも同様の訓練を実施しているケースがあり、最寄りの警察署に照会するとよい。

### 訓練の流れ・時間

- 不審者役登場、職員等の対応実施(5~10分)
- 園児への説明(恐怖心を払しょくするため不審者役が警察官であることを説明することが重要)
- 警察による職員向け講評(感想発表・護身方法の説明など)

## コラム

### 地域との関係を踏まえた防犯取組み

◆取組主体 社会福祉法人たんぼぼ たちばら保育園

- 園のたんぼの世話やお祭りなど、地域の方の協力を得ており、園児・職員と地域の方は双方顔見知りである。
- また公民館へ避難する地域主催の災害時訓練では、毎回10名程度、地域の方が来所し、職員とともに園児の手を引いたり、抱えるなどして避難誘導に協力してもらっている(同訓練に際して、平日にもかかわらず地域の60軒程度に協力を呼び掛けており、10名程度が協力してくれている。)。本訓練は災害時だけでなく、不審者侵入時の対応に関する取組みとしても重要である。



# 參考資料編

# 1. 防犯に係る取組みチェックリスト

以下のチェック項目が全ての取組みではなく、あくまで一例です。  
施設の特性等に合わせ、適宜ご活用ください。

※本チェックリストは、福井県健康福祉部が作成した「点検チェックリスト」をベースとして、その他ヒアリングを行った社会福祉施設や本ハンドブック作成に係る検討委員のコメントを踏まえて作成しました。

## 1 日常の安全管理

項 目	チェック欄	(該当する場合) ケースの番号
<b>(1) 職員の共通理解と施設内体制の整備</b>		
○安全管理体制を整えているか。		
<input type="checkbox"/> 安全管理責任者をあらかじめ指定しておく。		4, 5
<input type="checkbox"/> 警察、地域の防犯関係機関・団体等との連携および防犯情報の交換を行う。		13
<input type="checkbox"/> 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制を構築する。		1
○安全確保に関し、職員の共通理解を図っているか。		
不審者等(虐待保護施設の場合、虐待者など含む)への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員(囑託の警備員等を含む)の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図るとともに、職員の安全管理に関する意識が高まるよう働きかける。(定期的に安全管理指導を行う)		2
<input type="checkbox"/> 職員が安全管理への意識を持つこと、「声かけ」が効果的であることを、安全管理対策マニュアルに記載し職員に周知する。		4, 5
<input type="checkbox"/> 職員に非常通報装置、防犯ブザー、防犯カメラ、さすまた等の操作要領について習熟させる。万が一に備え、職員の役割分担を決めておく。(警察等への通報、入所者の避難誘導、入所者居住部分に通じる通路の施錠等)		
<input type="checkbox"/> 事件発生時は、人命尊重と警察への迅速な通報を基本とし、職員は冷静に組織的な対応にあたるよう指導する。		3
○来訪者の出入・動線を工夫しているか。		
<input type="checkbox"/> 安全管理に関する施設の基本的な考え方、および自施設のリスク(繁華街が近い、周囲に民家がない等の地理的条件)の想定に基づき、対応のあり方を検討し、出入・動線を決定する。		1
<input type="checkbox"/> 「利用者や家族等の利便性を損なわず、かつ施設外の第三者(不審者)を制限する」ことを目標とした出入・動線を工夫する。		1
<input type="checkbox"/> 出入・導線の検討に当たっては、防犯設備協会や警備会社等の専門家に相談する。		
○来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。		
<input type="checkbox"/> 外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けする。		1
<input type="checkbox"/> 各出入口の開場時間等を整理した上で施設内に掲示する。		
<input type="checkbox"/> 非常口の鍵を内側からしか開けられなくする。		
<input type="checkbox"/> 受付名簿への記載や来訪者入所許可書(名札)の着用等、来訪者を確認できるようにする。		1
<input type="checkbox"/> 職員は顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにする。		
<input type="checkbox"/> 名札は、首からひもで吊り下げる型式のものとし、ひもの色を不定期に変える等の工夫を行い、訪問者を装う不審者との識別を図る。		
<input type="checkbox"/> 出入り業者には、車両通行証(許可証)を発行する。		
○来訪者の予定について、朝の打合せなどで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。		2
○来訪者への「こんにちは、どちらにいかれますか?」「どのような御用件でしょうか?」また、要件がない方には「お帰りください」といった声かけを日常的に行っているか。		1
○万が一の場合の避難計画を立て、避難経路や避難場所および保護者・関係機関等への連絡先・連絡方法をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。		4, 5
○安全管理対策(不審者対応)のマニュアルの整備と定期的な改訂を行っているか。		
<input type="checkbox"/> 施設全体で話し合った上でマニュアルを作成し、定期的な改訂を行う。		4, 5



項目	チェック欄	(該当する場合) ケースの番号
○防災・防犯のための避難訓練・講習会等を実施しているか。		
<input type="checkbox"/> 職員に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施する。		3、14
<input type="checkbox"/> 安全を守るための器具の使用法(さすまた等)、応急手当や心のケアの具体的な方法等について研修を行う。		
<input type="checkbox"/> 被害発生時に混乱することなく、スムーズに避難できるよう、利用者を含めての避難訓練を反復して行う。		8
<input type="checkbox"/> 避難誘導のための補助者を指定しておき周知する。		
○警備員等を配置している場合は、夜勤職員等との連携が図られているか。		
<input type="checkbox"/> 夜間に不審者の侵入等の不測の事態が発生した場合の連絡体制をあらかじめ決める。また、それを宿直者に周知する。		11
○夜間の見回りを実施しているか。		
<input type="checkbox"/> 夜間の見回りの方法について職員に教育する(慣れていない人の場合、最初は慣れている人とペアで行うなど配慮する)。		11
○職員に対して利用者の人権擁護に関する定期的な研修を実施しているか。		

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携		
○施設周辺等における不審者等(虐待保護施設の場合、虐待者など含む)の情報について、把握できる体制をとっているか。		
<input type="checkbox"/> 日頃から市町の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体及び、地域住民と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっている。		6、13
○警察(近くの交番や在所等)と日頃から連絡をとっているか。		
○不審者の他、不審な電話や郵便物等、予兆があった場合は、すぐに警察に連絡しているか。		
○関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設内等内で周知徹底しているか。		

(3) 施設等と利用者の家族の取組		
○犯罪や事故の被害から自分自身を守るため、施設内外での行動に当たって遵守すべき事項について、自立度の高い利用者に指導しているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。		日常の対応(3)の事例

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成		
○自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備(街灯、防犯灯など)の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。		8
○地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。		7

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保		
1) 施設設備面における安全確保		
○門、囲障、外灯、窓、出入口、避難口、鍵、照明設備等の状況を毎日点検しているか。		
<input type="checkbox"/> 施設の各出入口および施設管理上重要なエリア・設備(職員ロッカー、更衣室、会計、電源設備等)への施錠(できる限り電子ロックとし、ICカードまたはカードキー、暗証番号入力による開閉とする)・その他の厳重な管理と、その施錠などの管理の状況を毎日点検している。		9、10
<input type="checkbox"/> 電子ロックの暗証番号は外部へ漏えいしてはいけないことを職員に教育する。		
<input type="checkbox"/> 電子ロックの暗証番号は定期的に変更する。		10
<input type="checkbox"/> マスターキーを使用禁止にする(簡単にコピーが可能であるため)。		

# 1. 防犯に係る取組みチェックリスト

項目	チェック欄	(該当する場合) ケースの番号
<input type="checkbox"/> 非常口は、災害等緊急時の避難を妨げないようにする必要もあるため、内部からは開けられるが、外部からは鍵がないと開けられないタイプのものとする。		
<input type="checkbox"/> 夜間等、人の出入りを感じするセンサー付きライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。		9
<input type="checkbox"/> 植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。		
<input type="checkbox"/> 防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に張り付ける。		
<input type="checkbox"/> 玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。		10
<input type="checkbox"/> 防犯性能の高い建物部品(ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等)に交換する。		
<input type="checkbox"/> 道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。		
<input type="checkbox"/> 敷地や建物への出入口を限定する。		
<input type="checkbox"/> 危険な設備、場所等への囲障の設置、施錠等の状況を毎日点検しているか。		
<input type="checkbox"/> 複数の出入口がある場合には、出入口を限定して、人の出入りを把握しやすいようにしているか。		
<input type="checkbox"/> 各出入口の開閉時間、開閉方法を明確にする。特に夜間の出入口は限られた場所とし、必ず宿直室や警備員室等の前を通って施設に入るようにする。		
<input type="checkbox"/> 夜間、門・囲障等(外回り)の施錠を行っている。		9、10
<input type="checkbox"/> 夜間、建物の施錠を行っている。		9、10
<input type="checkbox"/> 不審者の侵入を未然に防止するため、死角の原因となっている障害物を移動または撤去するとともに、定期的に点検している。		
<input type="checkbox"/> 出入口付近に見通しを妨げるものを置かない。		
<input type="checkbox"/> 侵入する際の足場となるようなビールケースやエアコン室外機等を移動または撤去する。		
<input type="checkbox"/> 玉砂利を敷くなど、侵入時に足音がするよう工夫をする。		
<input type="checkbox"/> 死角となるような場所に防犯ミラーを設置する。		
<input type="checkbox"/> 不審者の侵入に備え、さすまた、カラーボール等の防犯用具等を整備しているか。		
<input type="checkbox"/> 非常通報装置、自動警報装置、防犯監視システム等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連絡体制を確認しているか。		
<input type="checkbox"/> 警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じる。		
<input type="checkbox"/> 施設内の整理整頓に努め、非常通報装置等の付近に障害となる物、武器に利用されやすいもの(剪定はさみなど)、侵入を容易にしやすいものを置いていないか。		
<input type="checkbox"/> 職員等が退避できる安全な部屋を設けているか。		
<input type="checkbox"/> 設備チェックリスト等を用い施設と防犯設備の定期的な点検と整備を行っているか。		

## 2) 防犯設備(防犯カメラ等)・システムの拡充(可能な範囲での拡充)

<input type="checkbox"/> 職員に防犯ブザー等、非常時すぐに応援を求められるような装備を携帯させているか。		
<input type="checkbox"/> 安全管理上特に重要と考えられる場所には、警察や警備会社等につながる非常通報装置等を設置しているか。		
<input type="checkbox"/> 防犯カメラを導入し、警備室、事務室等にモニターを設置しているか。		10
<input type="checkbox"/> プライバシー配慮および防犯の観点から、防犯カメラの設置や警備会社との契約等、防犯システムを導入していることを施設内外の目立つ場所に掲示しているか。		

## (6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

### 1) 施設生活や外出中における安全確保の体制

<input type="checkbox"/> 施設生活(交流行事など)や外出中における安全確保のための職員の役割分担を定め、利用者の状況を把握しているか。		
---------------------------------------------------------------------------------	--	--

項 目	チェック欄	(該当する場合) ケースの番号
<input type="radio"/> 外出中、携帯電話等による連絡体制を確保しているか。		
<input type="radio"/> 施設外での活動に当たり、あらかじめ、危険な場所、設備等を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。		
<input type="radio"/> 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。		
<input type="radio"/> 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設または担当者の連絡先の事前周知を行っているか。		
<input type="radio"/> 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。		

## 2) 安全に配慮した施設開放

<input type="radio"/> 施設の地域開放に当たって、安全への配慮を行っているか。		
<input type="checkbox"/> 施設開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、施設内に掲示する。		
<input type="checkbox"/> 来訪者に対して、施設開放時の安全確保等について記載したパンフレットなどを配布し、注意喚起を行う。		

## 3) 通所事業所等への通勤時、学校への登下校時等における安全管理の体制

<input type="radio"/> 通所事業所への通勤時、学校への登下校時等において、利用者の安全が確保されるよう措置を講じているか。		
<input type="checkbox"/> 定められた経路を通して通勤、登下校するよう指導する。		
<input type="checkbox"/> 人通りが少ないなど、通勤・登下校の際により注意を払うべき場所をあらかじめ把握し、注意喚起する。		
<input type="checkbox"/> 万が一の事態に備え、入所者が避難できる場所を入所者一人ひとりに周知する。		
<input type="checkbox"/> 特に児童施設においては、来所および帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した場合、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ入所者と家族に周知する。		

## (7) 職員の状況把握・健康管理

<input type="radio"/> 定期的に職員面談等を行い、職員の生活状況や健康状況等を把握しているか。		12
<input type="radio"/> 職員にストレスチェックを実施しているか。		
<input type="radio"/> 職員の退職に注意・配慮しているか。		

# 1. 防犯に係る取組みチェックリスト

## 2 緊急時の対応

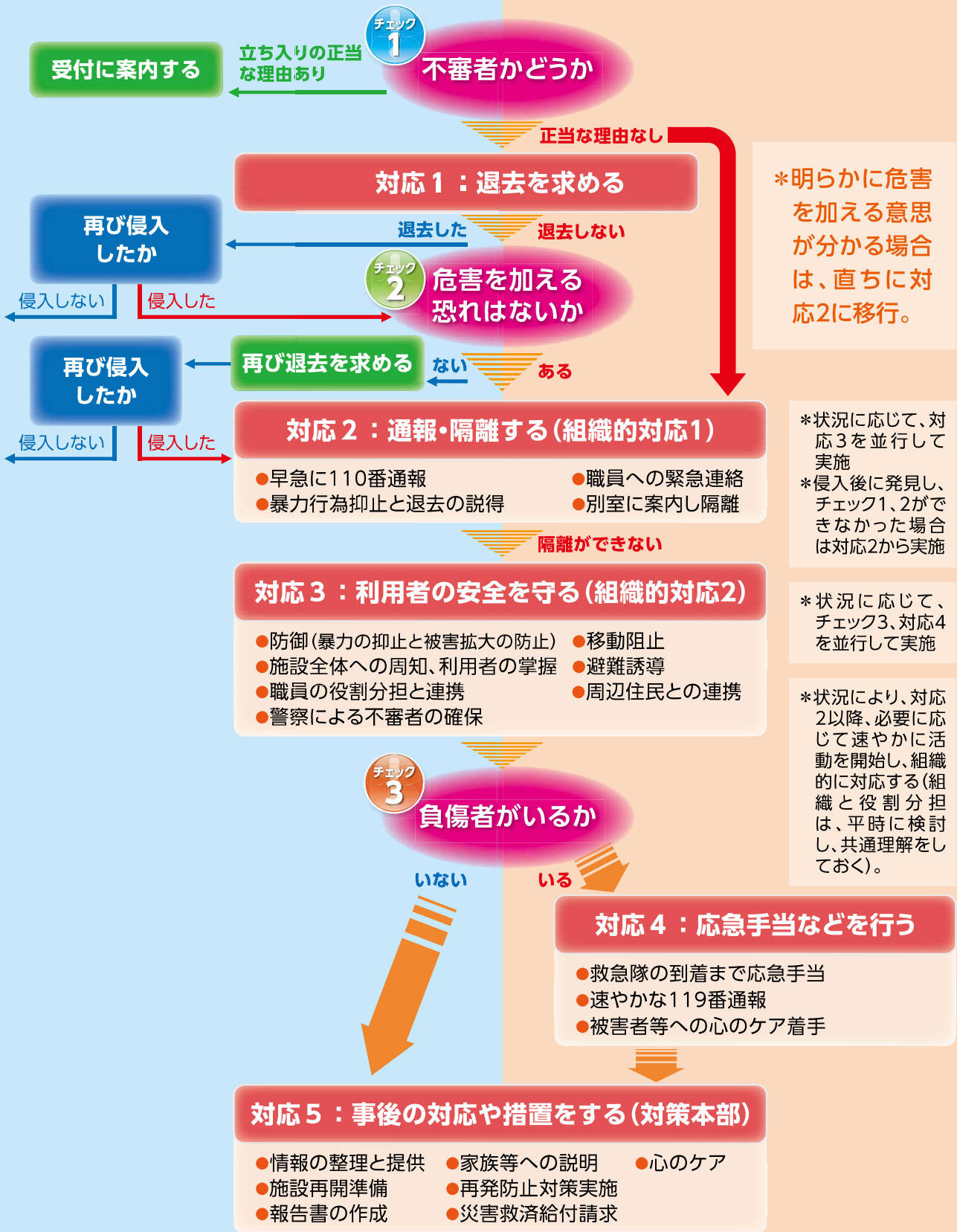
項目	チェック欄	(該当する場合) ケースの番号
<b>(1) 不審者情報がある場合の連絡等の体制</b>		
○施設周辺における不審者の情報が入った場合の体制を整備しているか。		
<input type="checkbox"/> 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。		13
<input type="checkbox"/> 必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。		
<input type="checkbox"/> 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。		
<input type="checkbox"/> 利用者の安全確保のため、その家族や近隣住民、社会福祉協議会、民生・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民と迅速に情報共有を行う。		
<input type="checkbox"/> 利用者に危害のおよぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、施設整備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒態勢を構築する。		
<input type="checkbox"/> 警察に対し、パトロールを要請する等、警察と連携を図る。		
<input type="checkbox"/> 緊急時の入所者の避難方法等について、あらかじめ対応方針を定めておく。		14
<input type="checkbox"/> 施設近くの地域住民や店等とも連携を図りながら、直ちに負傷者等の全体の状況を把握し、速やかに応急手当、病院等への搬送が出来る体制を整えている。		
<input type="checkbox"/> 緊急対応後、情報の整理と提供、家族への説明などの事後対応や、再発防止対策検討、サービス提供再開準備、心のケア体制の整備等を行うため事件・事故対策本部の活動を速やかに開始できるようにしている。		

<b>(2) 不審者の侵入など緊急時の体制</b>		
○施設内に不審者が侵入するなど緊急時に備え、次のような体制を整備しているか。		
<input type="checkbox"/> 警察に直ちに通報するとともに、速やかに施設長や職員に情報を伝達し、入所者への注意喚起等、入所者の安全を確保し、避難誘導等を行う。		14
<input type="checkbox"/> 事前に整理した緊急連絡網や合言葉などを活用して利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。		
<input type="checkbox"/> 非常時には、例えば「火災報知器を鳴らす」等、すぐに職員に周知できる方法を決めておく。		
<input type="checkbox"/> 不審者に対し、利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。		14
<input type="checkbox"/> やむを得ない場合を除き、不審者をいたづらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保されていることを前提にその場から退避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。		14
<input type="checkbox"/> 利用者の家族、市町の施設・事業所管課等に対しても、できるだけ速やかに連絡する。		
<input type="checkbox"/> 不審者に立ち退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けてから閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。		14
<input type="checkbox"/> 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、2(1)の体制を確保する。		14
<input type="checkbox"/> 不審者への対応は必ず2人以上(可能な限り男性を含む体制)で行うようにする。1人の場合には不審者と適当な距離を保ちながら刺激しないように声をかけ、他の職員が来るのを待つ。		14
<input type="checkbox"/> 他の職員や警察官が来るまでに時間がかかるような場合は、不審者の様子を見ながら事務室や応接室へ誘導して利用者に近づけないようにする。		14

# 2. 不審者侵入への緊急対応フロー

\*「学校の危機管理マニュアル」文部科学省(2012)をもとに福祉施設向けに一部修正を加え作成  
 \*本フローは一例であるため、各施設の事情に合わせ適宜変更されることを推奨

## 関係者以外の施設への立ち入り



# 3. 厚生労働省「社会福祉施設等における防犯に係る

雇児総発 0915 第 1 号  
社援基発 0915 第 1 号  
障 障 発 0915 第 1 号  
老 高 発 0915 第 1 号  
平成 28 年 9 月 15 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局長 殿  
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長  
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長  
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
(公印省略)

## 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について (通知)

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことから、本年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号・社援発 0726 第 1 号・障障発 0726 第 1 号・老高発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」により、あらためて社会福祉施設等における高齢者や障害者、児童といった入所者や利用者等（以下「利用者」という。）の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところです。

この点、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保（以下「防犯に係る安全確保」という。）がなされた社

# 安全の確保について(通知)平成28年9月

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡方よろしくお願いいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申し添えます。

なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼しております。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

## 記

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。
2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

### 3.厚生労働省「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(通知)」平成28年9月

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配慮すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圏等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。



(別添)

## 社会福祉施設等における点検項目

### 1 日常の対応

#### (1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

### 3.厚生労働省「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(通知)」平成28年9月

言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

#### (2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

○ 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。

また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。

○ 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

#### (3) 施設等と利用者の家族の取組み

○ 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

#### (4) 地域との協同による防犯意識の醸成

○ 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。

○ 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

#### (5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

○ 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。

① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）

② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）

例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交

換する。

- ③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。

敷地や建物への出入口を限定する。

- ④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）

例：夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

- (6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途中で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示してい

### 3.厚生労働省「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(通知)」平成28年9月

るか。

- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

#### **2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応**

##### (1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。

- ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。

- ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて)利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。

- ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。

また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。

- ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

##### (2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的おそれがあると判断し

た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。

- ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・ 不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないように事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記（1）の体制を確保する。

## 地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック

本資料の作成協力者

(委員長を先頭に五十音順・敬称略)

委員長 渡邊 正樹	東京学芸大学 教授 日本安全教育学会 理事長
小笠原 忍	総合警備保障株式会社 営業推進部 機械警備営業室 課長
小田 啓二	特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルス 理事長
菊地 達美	公益財団法人日本知的障害者福祉協会 副会長 社会福祉法人あいのかわ福祉会 那須共育学園
辻中 浩司	社会福祉法人松美会 特別養護老人ホームアイユウの苑 事務長
安武 正太郎	東京都教育庁総務部総務課 障害者雇用支援員



# 地域に開かれた社会福祉施設等の 防犯・安全確保に関するハンドブック

---

平成30年3月 発行

発行者 株式会社インターリスク総研  
〒101-0063  
東京都千代田区神田淡路町2-105ワテラスアネックス  
TEL 03-5296-8911 FAX 03-5296-8940

---

この事業は、平成29年度社会福祉推進事業の一環として厚生労働省から補助金の交付を受けて実施したものです。